

子ども・子育て会議（第29回）、  
子ども・子育て会議基準検討部会（第32回）  
合 同 会 議  
議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て会議（第29回）、  
子ども・子育て会議基準検討部会（第32回）合同会議  
議 事 次 第

日 時 平成28年12月5日（月）9：30～12：00

場 所 中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）地方分権提案募集に係る処遇改善等加算の認定等について

（2）その他

3. 閉 会

資料1 地方分権提案募集に係る処遇改善等加算の認定等について

資料2 平成29年度における子ども・子育て支援新制度に関する概算要求の状況について

資料3-1 保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の中間集計の状況について

資料3-2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に係る実態調査の中間集計の状況について

資料4 平成28年度企業主導型保育事業の進捗状況について

資料5 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会審議のまとめ  
（案・概要）

資料6 教育・保育施設等における重大事故防止対策を考える有識者会議（第2回：  
平成28年10月25日開催）における主な議論について

参考資料1-1 保育所等関連状況取りまとめ（平成28年4月1日）

参考資料1-2 「待機児童解消加速化プラン」集計結果

参考資料1-3 待機児童及び待機児童解消加速化プランの状況について

参考資料2 平成29年度における私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況に  
ついて

参考資料3 委員提出資料

○無藤会長・部会長 それでは、定刻でございますので、第29回「子ども・子育て会議」、第32回「子ども・子育て会議基準検討部会」合同会議を開催いたします。

お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

始めに、委員の交代がございましたのでお知らせいたします。11月24日に岩城眞佐子委員が退任され、全国国公立幼稚園・こども園長会会長、関美津子委員が着任されました。また、高尾剛正委員が退任されまして、一般社団法人日本経済団体連合会人口問題委員会企画部会長、東出公一郎委員が着任されました。よろしく願いいたします。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○竹林参事官 おはようございます。事務局でございます。委員の御出欠について御報告申し上げます。

大日向雅美委員、柏女霊峰委員、佐藤栄一委員、佐藤博樹委員、中川一良委員、蜂谷真弓委員、宮島香澄委員におかれましては、本日所用により御欠席です。

また、奥山千鶴子委員、尾崎正直委員、塚本秀一委員、安永貴夫委員、今村定臣委員におかれましては、本日所用により御欠席ですけれども、代理といたしまして、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会副理事長・NPO法人新座子育てネットワーク代表理事の坂本純子様、高知県地域福祉部長の門田純一様、全国私立保育園連盟常務理事の平野弘和様、日本労働組合総連合会総合政策局長の平川則男様、公益社団法人日本医師会の釜菴敏様に御出席をいただいております。

なお、稲見委員、廣島委員におかれましては、少しおくれておられますが、出席されるというふうに聞いております。

(※稲見委員は、ご欠席)

以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

お手元の資料でございますけれども、議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料3までお配りしてございますので、漏れなどあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の予定でございますけれども、「地方分権提案募集に係る処遇改善等加算の認定等について」というのが大きな課題ですけれども、その他いろいろございます。

平成29年度における子ども・子育て支援新制度に関する概算要求の状況について。

保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の中間集計の状況について。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に係る実態調査の中間集計の状況について。

平成28年度企業主導型保育事業の進捗状況について。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会審議のまとめ(案・概要)。

教育・保育施設等における重大事故防止対策を考える有識者会議（第2回：平成28年10月25日開催）における主な議論について。

保育所等関連状況取りまとめ及び「待機児童解消加速化プラン」集計結果。

平成29年度における私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況について。

以上でございます。一括して事務局からの御説明を受けた後に御議論をお願いしたいと存じます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○竹林参事官 事務局でございます。

それでは、資料の順番に沿いまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1、「地方分権提案募集に係る処遇改善等加算の認定等について」という資料を御説明申し上げます。

政府全体として進めております地方分権改革につきましては、地方自治体から提案を募集いたしまして、上がってきた提案に関しまして地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会というところで、部会を構成する有識者の方々と担当省庁との間で議論・調整を行って進めていく形となっておりますが、子ども・子育て支援新制度に関しまして、同専門部会との間でほぼ調整がついた御提案であって、この子ども・子育て会議の場におきまして、このタイミングで御意見を伺う必要があると考えた項目につきまして、関係の資料を提出するものでございます。

表紙をおめくりいただきまして、1つ目でございます。

1つ目が、施設型給付費などに係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲についてということでございます。

「制度の現状」というところに書いてございますが、処遇改善等加算につきましては、教育・保育の提供に携わる人が長く働くことができる職場の構築を目的といたしまして、職員の平均勤続年数・経験年数などに応じた人件費の加算を行うものでございますけれども、これにつきましては、過去、子ども・子育て会議における御議論を踏まえまして、都道府県のほうで一括して加算認定する仕組みとなっております。

これにつきましては、その下の「提案内容と理由の概要」のところに記載してございますとおり、平成26年度以前の民間施設給与等改善費の加算率の認定事務につきましては、都道府県、指定都市、中核市が行っていたものを、新制度が始まるタイミングで都道府県に集約したということによりまして、事務手続が長期化しているという問題が指摘されているところでございます。

それで、私ども事務局といたしましても、御提案を踏まえまして、この権限を指定都市、中核市に移譲することとして、具体的には昨年3月に関係の通知を出しておりますけれども、この通知の改正を行うこととしてはどうかと考えておりますけれども、過去の経緯としましては、子ども・子育て会議に諮った上で都道府県に事務を集約したという経緯がございますので、念のため、このような方向で問題がないかどうか確認をさせていただければと存じます。

次のページ以降は三谷参事官より説明いたします。

○三谷参事官 続きまして、認定こども園担当でございます。

お手元の資料の3ページに「幼保連携型以外の認定こども園の認定権限の指定都市への移譲」とあります。

それから、最後の4ページでございますけれども、「認定こども園に関する情報提供等の権限移譲」ということになってございます。

この2つは連携しますので、まとめて説明をさせていただきたいと思っております、4ページの下のところマル・バツのついた表を記載しております。そちらを使いながら御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、現在のほうでございますけれども、「現行」と書いてある左側でございます。認定こども園の認可・認定等に関する権限につきましては、左側でございますように、幼保連携型認定こども園の認可につきましては保育所同様、都道府県、政令指定都市、中核市が有しておることになってございます。他方で認可に係る事項の変更届、運営状況に関する報告徴収等々につきましては、都道府県のみが有するということになってございます。

また、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定権限等につきましては、いずれも都道府県で一括して権限を有しているというような状況になってございます。

これらの状況につきまして、今般指定都市等への権限移譲につきまして地方からの提案がありまして、いろいろと協議を行った結果、右の「改正案」に記載しているような形に改めてはどうかというふうに考えているところでございます。

具体的には、幼保連携型認定こども園の認可権限につきましては、従来どおり変更なく都道府県・政令指定都市・中核市が有するままでございますけれども、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園につきましては、幼稚園や保育所に係る認可権限はそのままとした上で、幼稚園型に係る保育機能部分でありますとか、保育所型に係る教育機能部分など、認定こども園としての認定に係る権限につきましては政令指定都市に移譲してはどうかというもの。

それから、変更届の受理、報告徴収につきましては、認可・認定権限に合わせまして、幼保連携型につきましては中核市まで、幼保連携型以外の認定こども園につきましては指定都市までの権限としてはどうかということで考えているところでございます。

なお、これら報告等を受けて行っておりました都道府県による情報提供につきましては、表には記載されておりませんが、認定こども園の広域利用ということを考えまして、今後とも従来どおり一括して都道府県により情報提供を行っていただくこととしたいと考えているところでございます。

具体的な対応方法と今後のスケジュールでございますけれども、これら権限移譲を行うためには認定こども園法の改正作業が必要となります。具体的には、恐らく来年4月以降になるのかと思っておりますが、次の通常国会において地方分権一括法として関連条文等の改正を行うこととなりますが、その施行時期につきましては、自治体の条例制定等の準備が必要な期間ということもございますので、遅くとも平成31年4月ぐらいまでの間で、

今後関係部署・自治体とも調整の上決定していきたいと考えているところでございます。よろしく御審議いただければと思います。

以上でございます。

○竹林参事官 続きまして、資料2、「平成29年度における子ども・子育て支援新制度に関する概算要求の状況について」という資料の概略を説明いたします。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目からが内閣府要求分でございます。

全体といたしまして、緑の枠の部分に書いてございますけれども、2兆2,966億円＋事項要求ということでございます。

その内訳でございますけれども、最初の1.の新制度の実施分が2兆1,642億円＋事項要求ということで、そのほとんどを占めております。

この1.の内訳としましては、まず、1つ目の◆の「教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実」として7,636億円＋事項要求とございますが、この7,636億円というのは28年度予算の額で仮要求をしているものでございまして、①の子どものための教育・保育給付分としまして6,500億円＋事項要求。②の地域子ども・子育て支援事業としまして1,136億円＋事項要求ということでございますが、これらの金額も28年度予算の数字で仮要求をしてございます。

その事項要求の中身でございますけれども、2ページ目の一番上に記載してございますけれども、1つ目としまして、社会保障の充実とありますが、量的拡充、質の向上に係る費用。2つ目でございますけれども、一億総活躍プランに掲げられました保育士などの処遇改善に係る費用。3つ目でございますが、幼児教育無償化の段階的实施のために必要な費用につきまして事項要求としてございまして、具体的には、今後予算編成過程で検討してまいります。

その下の2つ目の「◆児童手当制度」につきましては、1兆4,007億円ということで、対象児童の減少が見込まれることから、28年度予算額より若干少ない金額での要求としてございます。

続きまして、その下の2.でございます。28年度から開始いたしました企業主導型保育事業などにつきまして、企業からの拠出金につきましては、点線の枠囲みの中にございますように、29年度は0.23%まで上げさせていただくことについては経済界の御理解をいただいておりますので、それに応じた必要額の要求としてございます。1,322億円ということで、対前年度＋522億円ということでございます。

続きまして、次の3ページ目の3.でございますけれども、少子化対策の総合的な推進等ということで、新制度の施行に係るシステム経費でございますとか、広報・啓発、調査研究の経費、会議費などにつきましてトータルで2億円弱の要求を行ってございます。

続きまして、厚生労働省要求分でございます。4ページ目以降でございますけれども、まず最初、4ページ目でございますが、待機児童解消加速化策の推進など保育の充実ということでございまして、厚生労働省予算としては1,060億円、それから、今、説明いたしま

した内閣府予算の一部も含めると9,888億円＋事項要求ということでございます。

その中身でございますけれども、1つ目に1.でございますが、待機児童解消加速化プランのさらなる展開ということで、まず、保育の受け入れ枠の拡大のために、4ページ目でございますとおり、保育所や小規模保育事業所などの施設整備費、それから、小規模保育事業所などの賃貸料の支援を行う経費などを要求してございます。

続きまして、5ページ目の一番上でございますけれども、「多様な保育サービスの充実」ということで、0歳児期の育児休業終了後の入園予約制の導入支援でありますとか、あるいは3歳児以降の継続的な保育サービス確保のためのサテライト型小規模保育事業などに係る経費を要求してございますし、あと、保育士の確保に関しましては、5ページ目の下のほうから6ページ目にかけての部分でございますけれども、市町村における人材確保の取り組みの支援でございますとか、離職者の再就職支援の強化など、総合的な保育人材確保策を推進するとともに、各種研修を実施するための経費を要求してございます。

続きまして、8ページ目に飛んでいただきまして、「社会的養護の充実」というところでございますけれども、より家庭的な環境で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託や小規模グループケアなどの小規模化を推進することや、一億総活躍プランを踏まえた処遇改善などに必要な経費として1,369億円＋事項要求という形としてございます。

続きまして、9ページ目以降、文部科学省における要求について御説明申し上げます。

こちらのほうは全体として476億円＋事項要求ということでございます。1.に「幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進」とございましてけれども、この金額自体は新制度に移行しない幼稚園に対する就園奨励費の要求額でございますが、これにつきましても幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議で取りまとめられました方針などを踏まえまして、その対象範囲あるいは内容などにつきましては、予算編成過程について具体的に検討していくことになるため、前年同額＋事項要求という形としております。

次に2.でございますが、「幼児教育の質の向上」といたしまして、幼稚園、保育所、認定こども園などを巡回して指導・助言などを行う幼児教育アドバイザーの育成・配置、あるいは、幼稚園教育要領の普及啓発などの経費として7億円を要求してございます。

最後に10ページ目の上、3.でございますが、「幼児教育の環境整備の充実」といたしまして、認定こども園の新設や園舎の耐震化に必要な施設整備に係る支援や、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、あるいは研修などの実施のため、146億円を要求しているところでございます。

資料2につきましては以上でございます。

続きまして、資料3-1でございます。「保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の中間集計の状況について」という資料でございます。

この調査でございますけれども、1ページ目の1の(1)にございますとおり、6月にまとめられました「ニッポン一億総活躍プラン」の記載などを踏まえまして、保育所等の

給与実態等を把握し、これまで行ってきた処遇改善策の効果の検証などを行うために実施しているものでございます。

(2) にございますとおり、調査対象は保育所、幼稚園、認定こども園などがございますけれども、私立の幼稚園につきましては、新制度に移行した園のみが対象となっております。

調査客体数や回収数につきましては、(5) の表にお示ししているとおりでございます。

調査結果の集計作業が完全に終わっているわけではございませんので、中間集計という形で公表するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、その集計の概要でございますけれども、まず、(1) 番として「職種別職員1人当たり給与月額」についてでございます。ここで給与月額と申しておりますのは、この表の下のほうの2つ目の※で説明しておりますとおり、平成28年3月分の月給に平成27年度1年間の賞与の12分の1相当額を加えたものということでございます。

そして、最初に①保育所についてでございますけれども、この表にお示ししているとおり、私立／公立、常勤／非常勤の別に各職種別に調査・集計した結果、この表のとおりということでございますが、例えば2番の「保育士」と書いているところの私立の常勤保育士の給与月額は約26万4,000円となったという結果でございます。

続きまして、次の3ページ目の②幼稚園についてでございますが、ここでも同じように私立の常勤の教諭・助教諭・講師等とございます3番目のところを見てまいりますと、約22万2,000円ということで、保育士給与よりも低い結果となっておりますが、このページの上から3行目あたりに※の記載がございますけれども、そこに書いてございますように、新制度に移行した私立幼稚園は、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に御留意いただければと存じます。

続きまして、4ページ目でございます。認定こども園についてということでございますが、これについても私立の常勤の保育教諭などについてごらんいただきますと、約22万8,000円となっております、先ほどごらんいただいた私立幼稚園と同様の傾向が見てとれる状況でございます。

続きまして、5ページ目以降の「(2) 職種別職員の賃金改善状況」につきましては、これまで行ってまいりました処遇改善策が実際の賃金にどのように反映されているかという観点から、一連の処遇改善策を実施する前の給与と比べて処遇改善策を実施した後の給与がどの程度改善しているか調査した結果をお示ししてございます。

新制度導入の前後にこれまで実施してきた一連の処遇改善策といたしましては、いわゆる3%の処遇改善のほか、人事院勧告に準拠した対応といたしまして、平成26年度と27年度にそれぞれ2%と1.9%分の処遇改善を実施してきておりまして、これを単純に足し合わせるとおおむね7%分の処遇改善となりまして、そこを留意しながらごらんいただければと思いますけれども、5ページ目が私立保育所についてでございます。



この表の一番右側に「基本給及び手当」＋「一時金／12」の総額ベースでの改善率を一番右の列に掲載しておりますけれども、この改善率につきましては、一連の処遇改善策のほか定期昇給による賃金の上昇も含まれていることには留意が必要でございますけれども、ここについても上から2番目の保育士の数字をごらんいただきますと、14.2%となっております、その他の職種についても総じて7%を超える改善率を示しているところでございます。

一方で、処遇改善の手法を見てまいりますと、表の2つ目の○に書かせていただいておりますけれども、「一時金」の改善率が「基本給及び手当」の改善率を大幅に上回っているということでございまして、一時金により処遇改善を行っている施設が多いという状況が見てとれるわけでございます。

続きまして、1枚飛ばしまして7ページ目でございます。こちらは私立幼稚園ということでございますけれども、ここでも3番の教諭の数字をごらんいただきたいと思いますが、右端の列の「改善率」のところですが、9.3%となっております。このほか、全体として7%を超える改善率を示しているところでございます。

また、一時金の「改善率」が「基本給及び手当」の改善率を大幅に上回っている状況になっているのは、私立の保育所と同様でございます。

続きまして、9ページ目でございますけれども、私立認定こども園でございますが、ここでも同じように、ちょっと表の字が小さくて見づらくて恐縮でございますが、4番目の保育教諭を見ていただきますと、改善率14.3%となっておりますし、やはり総じて7%を超える改善率を示しているところでございます。

また、「一時金」の改善率が「基本給及び手当」の改善率を大幅に上回っている状況となっているのは保育所、幼稚園と同じでございます。

こうした結果でございますので、賃金の改善率につきましては、これまで実施してきました一連の処遇改善策が基本的に実際の賃金に反映されていると言える集計結果となっていると考えております。

資料3-1につきましては以上でございます。

○野村少子化総合対策室長 続きまして、資料3-2につきましては、厚労省の少子化対策室のほうから御報告申し上げます。

資料3-2のほうは放課後児童クラブにつきましては、今、内閣府のほうから御報告のありましたような保育所、幼稚園、認定こども園について行ったのと同じような調査を放課後児童クラブについて行わせていただいたものでございます。

配布数、回収率などは表紙1ページ目にあるとおりでございます。

早速、1ページめくっていただければと思います。「結果の概要」でございますが、保育所、幼稚園、認定こども園のほうは、毎月公定価格が月単位の単価で給付されているわけでございますけれども、放課後児童クラブのほうは1か所・年間幾らという形での補助方式になっております都合上、こちらのほうでは年間額に計算した形でお示しさせていた

だいております。

まず、職員1人当たり給与額で月給方式で払われている方は幾らだろうかということで、上のまとめに書いてございますように、274万円というような金額になっているということでございます。下の表のほうは、全体をまとめたものと設置運営形態別、公立公営、公立民営、私立民営という形態別にまとめさせていただいたものでございますが、金額の順序としては公立公営、公立民営、私立民営の順番で年間支給額が高くなっていくというのが見てとれるかと思えます。

続きまして、3ページが時給で給料とかが支払われている場合、つまり非常勤の方の場合ということになると思えますけれども、こちらのほうは全体を通して見ますと年間で79万円という形になっているということでございます。3類型別それぞれに年間支給額と、その左側に年間勤務量というのが書いてございますけれども、この金額は設置主体というか運営形態の別というよりは、年間の勤務時間、時給制でございますので、時間によって相関するというようなことが見てとれるかと思えます。

続きまして、4ページから後でございます。放課後児童クラブにつきましても処遇改善加算という事業を行わせていただいております。こちらのほうは18時半以降開設している放課後児童クラブで処遇の改善等を行う場合に加算をするという別事業になっておりまして、昨年度では全国1,741市区町村のうち199の市区町村で取り組んでいただいておりますが、今回の調査で、この処遇改善事業の対象となっているクラブのみを抽出して給与の比較調査を行ったものでございます。

放課後児童クラブの処遇改善事業は26年度から始まりましたので、先ほどの保育所とは1年ずれて25年度、処遇改善事業が始まる前は25年度ということになりますので、25年度と昨年度を比較させていただきました。

職員全体で見ますと、まず、月給で支払われるものにつきましては年間支給額の改善率は20.5%となっております。ただ、こちらは、先ほどの保育のほうとかですと処遇改善率は3%、それと人事院勧告に応じてのスライドが、これまた隔年1%等々という形になっておりますが、放課後のほうは先ほど申し上げましたように、年間158万円の範囲内の基準額で設定しているの、各自治体で予算に応じてその事業を講じていただくということになっておりますので、もともとの比較対象となる政策改善としては158万が何%に相当するのかというのは特にございませんので、この20.5%というファクトとしての数字を御報告させていただきます。

時給で支払われる方の場合はどうなっているのかというのが5ページでございますけれども、こちらのほうは全体で年間支給額の改善率が12.5%というふうになっておりますので、いずれにいたしましても処遇改善事業というのを使っておられるところ、その対象となっている施設では実施前に比べると給与の引き上げというのがさらに順調に行われていると言えるのではないかと考えております。

以上でございます。

○竹林参事官 引き続きまして、資料4の説明をさせていただきます。

資料4につきましては、さきの通常国会における法改正によりまして、この4月から実施してございます企業主導型保育事業の進捗状況について、これは11月15日に公表いたしましたものの御報告でございます。

まず最初に、本事業の応募・決定状況とある部分でございますが、2つ目の○にございますように、本年5月以降これまでに3次にわたる募集を行ってきたところでございます。この資料は11月15日の発表資料ですが、「今回の公表分の概要」とあるところの「これまでの助成決定内容」をごらんいただきますと、そこに記載してございますように、その時点で305件、利用定員にして7,862人分の助成決定を、これは公益財団法人児童育成協会のほうで行っているということでございます。

ただ、今申し上げましたのは既に決定した件数ということでございますが、申請数ベースでいいますと、少し順序が逆になっておりますが、「今回の公表分の概要」の1つ目の○のところをごらんいただければと思っておりますが、8月末に締め切った第2次募集分までで約600施設、1万4,000人分の助成申請が来ておりますし、このペーパーには記載しておりませんが、11月11日に第3次募集の施設整備費分を締め切っておりまして、ここまでの時点の数字でいいますと約900施設、子供の数にして2万1,000人分の申請をいただいているところでございます。

また、次の2ページ目の「今後の予定」というところに記載しておりますように、今年度につきましてはあと1回、年内に第4次募集を行う予定ということでございます。

2年間で5万人分ということでございますので、その数との兼ね合いでいえばおおむね順調に進捗してきておりますけれども、引き続き本事業の企業への周知・説明に努めまして、待機児童の解消に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っております。

なお、3ページ目から8ページ目にかけてまして、これまで助成を決定いたしました保育施設につきましては情報を掲載してございますし、9ページ目には事業実施者に対する相談対応でございますとか、広報あるいは企業開拓などの業務を京阪神地区と沖縄地域におきまして、児童育成協会のほうからそれぞれの地域の団体に委託をしてございます。その取り組みについて御紹介をさせていただいております。

それから、11ページ目には特色のある設置パターンについての御紹介、それから、12ページ目には企業主導型保育事業、実際に手がけておられる方の声についても御紹介しておりますので、適宜御参照いただければと存じます。

この資料については以上でございます。

○三谷参事官 続きまして、資料5「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会 審議のまとめ（案・概要）」でございます。

「背景」のところにも書いてございますが、既に御案内のとおり、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領につきましては、幼稚園教育要領及び保育所保育指針と整合性をとりながら策定することとされているところでございます。

今般、御案内のとおり、文科省、厚労省におきまして、幼児教育要領及び保育所保育指針が見直し作業を進められておりますことから、それらとの整合性をとるための改正が必要となっているところでございます。

また、昨年4月に新たな幼保連携型認定こども園制度がスタートしたわけでございますけれども、各園におかれましては、さまざまなお取り組みというのをなされておまして、それらの実践を踏まえたような見地から、特に幼保連携型認定こども園ならではの点ということで無藤会長にも座長をお願いいたしまして、教育保育要領につきまして見直すべき点、さらに書き加えるべき点等について検討をいただいたところでございます。

具体的な改訂の方向性でございますけれども、1.にありますように、まずは幼稚園教育要領、保育所保育指針の改訂の方向性との整合性を確保しつつ、教育・保育要領の記述内容を反映させるということとしておるところでございます。

また、2.にございますけれども、幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の充実すべき点といたしましては、(1)にありますように、在園時間とか日数が異なる多様な園児がいることへの配慮でございますとか、(2)にありますように、2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮、さらには(3)にありますように、法律でも義務づけられております子育て支援についての事項等々について、幼保連携型認定こども園ならではの特に配慮すべき事項について充実すべきという御意見をいただいたところでございます。

さらに、Ⅲにございますけれども、「その他の課題」といたしまして、特別に支援を要する子供への配慮でございますとか、研修の重要性・資質の向上、周知に向けた取り組み等々についても御提言をいただいたところでございます。

これらを受けまして、一番右の下に書いてありますけれども、今後のスケジュールということになります。関係団体とか現場の御意見等も伺いながら、3府省連携協力いたしまして、新たな教育・保育要領として取りまとめ、幼稚園教育要領、保育所保育指針とあわせて、平成28年度内に3府省の大臣告示ということをしていたしまして、1年間の周知期間をおいて平成30年4月から施行する予定ということで現在作業を進めているところでございます。

私からは以上でございます。

○竹林参事官 続きます。資料6でございます。「教育・保育施設等における重大事故防止対策を考える有識者会議における主な議論について」ということでございますが、この有識者会議は昨年12月に教育・保育施設などにおける重大事故の再発防止策に関する検討会の取りまとめを踏まえて、国におきまして地方自治体の検証報告などを踏まえた重大事故の再発防止策について検討を行うために本年4月に設置したものでございますけれども、10月25日に第2回目の会議を開催してございますので、その概略を報告するものでございます。

まず、1ページ目でございますが、ややテクニカルな話になりますけれども、平成27年6月より内閣府のホームページ上で掲載しております事故情報データベースに関しまして、

必要な情報を簡便な方法で検索できるような仕組みになっていないとか、検索しやすくするためのキーワードの設定などが必要ではないか。要は検索しにくいという御指摘を受けていたことを踏まえまして、1) 番にございますように、多くの項目についてあらかじめ選択肢を設定して、報告内容の記載にばらつきが起きないようにするとか、2) 報告項目の追加により、報告内容の標準化を進める。3) 特に重要と考えられる事故要因等については使用する用語の統一化を図る。こういったことを事務局のほうから提案いたしまして、基本的に御了承いただいたため、今後座長と御相談の上、改正案を確定いたしまして、平成29年度からのデータベースに反映できるように必要な通知の改正など事務作業を進めることにしております。

続きまして、2ページ目でございますけれども、今後の有識者会議の進め方についてということでございますけれども、「基本的な進め方」と書いてありますように、まず1番として、自治体の検証報告がある程度の数が出された時点で、検証報告時の自治体からヒアリングを非公開で行うことにする。

2つ目ですが、ヒアリングを行った後、適切なタイミングでヒアリングの内容を踏まえた重大事故防止策の議論を行っていただくことにより、PDCAの観点も入れた再発防止のための取り組みを推進していく。

3つ目でございますが、検証報告後の自治体のノウハウを共有するために、有識者会議とは別に検証実施前などの自治体間での情報共有のための会議を、やはり非公開で実施するなどの点につきまして基本的に御了承いただいております。

事務局より用意いたしました資料6までの説明は以上でございますが、それ以外に参考資料1-1から1-3、参考資料2といたしまして、これまで既に公表されております資料を席上配付させていただいておりますので、適宜御参照いただければと存じます。

事務局からの資料の説明は以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、質疑、また、議論に入りたいと思いますけれども、特にただいま御説明ありましたが、地方分権提案募集に係る処遇改善等加算の認定等について、また、平成29年度における子ども・子育て支援新制度に関する予算の方向性についてなどを中心に、もちろんそれ以外も含めながら御意見、御質問をお願いしたいと存じます。

なお、きょうの時間で見るとお一人2分前後というあたりがめどかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、挙手をお願いしたいと思いますけれども、秋田委員のほうからでありますか。

では、秋田委員から、どうぞお願いいたします。

○秋田委員 東京大学の秋田です。

いろいろ御説明をいただきましてありがとうございます。処遇改善を初め、実際に実施されているかというところの調査などがなされていることを大変ありがたいことだと思っております。

私のほうで特に申し上げたいのは、企業主導型保育のあり方に関してでございます。量の拡充ということで実施されていく新たな取り組みとしては非常に重要であると重々わかっております。しかしながら、子ども・子育て支援新制度の中で常に言われてきたのはPDCAサイクルを回すということであって、実施すると同時に、どのようにそれが量の拡充だけではなくて、質を落とさず実施されているかのモニタリングが極めて重要ではないかと思っております。

現在、企業主導型の保育事業が非常に進捗しているという御報告を受け、それは多くの働く両親にとっては安心であろうと思う一方で、全て文言を見ますと、いわゆる子育て支援という親側の観点では書かれておりますが、子供たちにとっては乳幼児期は一度しかなく、そこでの経験が本当に質を落とさずなされているのかということの保障のモニタリングは欠くことができないと考えております。

そのあたりについて、これは今年度の予算ではないと思いますけれども、今後これが実施された後、モニタリングをきちんと実施していただきたいと思っております。

また、概算要求等の中で、例えば幼稚園教育要領については質の向上や普及啓発というものが十分概要の項目の中にあるのに対して、保育所のほうであったり、内閣府のほうではどうもそういうものが埋もれているようなところが見えます。けれども、やはり全てのところで質を保障していく仕組みについてぜひ3府省で協力しながらやっていただきたいと思っております。

私どもの大学で3万人の保育者の声を調査したり、約4割の自治体の調査をさせていただいたところでは、8割、9割の方が子ども・子育て支援新制度で多様化した、量的に拡充したという認知はしておりますが、質が向上したという自治体は2割を切っております。やはり私どもは国際的に見ても就学前教育に投資をする。投資はしたけれども効果が上がっていないという報告も近年出てきております。それは質を保障していないからだということもわかってきているところです。ですので、ぜひ日本はそのような道を踏まないように新たな量の拡充とともにデータモニタリングをきちんと保障していただきたいと思っております。

以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、王寺委員。

○王寺委員 全国認定こども園協会の王寺でございます。

先ほどから実態調査によっていろいろ報告がございましたが、平成27年度に私ども協会でも独自に認定こども園の満足度調査をいたしました。その結果、設置者も、また保護者も8割以上が評価をしているというような数値が出ております。しかし、その中でも保護者によっては保育料が上下したというような問題、また、広域入所を認めてもらえないというような問題もあり、設置者においては市町村の担当課の人事異動などで、担当者の理解不足からまたゼロからやり直さなければならないような理解の共有ということに大変苦

労していること。また、事務量などが大変多くなったというような声が聞かれております。

このような中、私たち設置者は実際に質の向上はもちろんやらなければならないことだと思いますが、実施主体との共通理解の中で2つの両輪としてやっていかないとこの制度は成功しないのではないかと考えておりますので、内閣府においては今後とも各市町村への周知、また、説明などをよろしくお願ひしたいということ、このアンケート結果で報告させていただきたいと思ひます。以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、加藤委員、お願ひします。

○加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤です。

私から4点お伝えをしたいと思ひます。

1つは、これは私立の全日私幼連のほうの調査ですけれども、幼稚園に在籍している子供の母親の4割は仕事をしていて、そのうちの2割は常勤でお仕事をされています。このように幼稚園というのは教育機関でありますけれども、預かり保育などを行うことによって、共働き家庭を含めた家庭の支援という役割を果たしてございます。

昨今は0・1・2の保育ニーズが高まっていて、「3歳の壁」という課題が起きてきていますけれども、幼稚園はそもそも教育施設として豊かな教育環境を用意してございますので、これは前回の会議でもお伝えをしましたがけれども、預かり保育などに対するさらなる支援の強化をいただければ、この「3歳の壁」問題にも対応が可能というふうに思っております。

あわせて、質の高い幼児教育を含めまして、この役割を果たしていくためにも人材の確保ということは非常に大事なテーマでございます。当然、各幼稚園や団体の努力というものはあるかと思ひますけれども、やはり限界があつて、処遇改善とともに幼稚園教諭の人材確保のための支援策を講じていただきたいと思ひます。

3つ目ですけれども、先ほど御説明いただきました幼児教育の無償化についてですが、政府が掲げている一億総活躍等、その上では保護者の負担軽減は非常に大事なテーマだと思っております。どうしてもいろいろなアンケートでも子育てにはお金がかかるというようなことを思っている方が非常に多いわけで、8割はいらっしゃるわけで、年末の予算編成についてさらなる無償化が進展するようにお願ひをしたいと思ひます。

最後に4点目ですけれども、幼稚園教育要領や保育所保育指針、今、御説明いただいた幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂が進んでいて、これからの教育として非常に大事なナショナルプランが構築されて、大きく期待しているところです。

その教育要領のとていいものができて現場にどのようにつないでいくのか、どう現場の質を向上させていくのかということ、これは非常に大きいテーマで、先ほど秋田先生からもお話しいただいたように、幼児教育の質をどう向上させていくかというのはこの国の非常に大きなテーマだと思っております。

そのために、私どもの全幼研あるいは私立の機構など、研究・研修組織への実績のさら

なる評価と運営の支援をお願いしたいというふうに思っています。研修ネットワークの構築などこれから取り組むべき課題もあろうかと思えます。ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

委員会提出資料に基づいて発言させていただきたいと思っております。

まず、1つ目です。開園時の検査済み証提示というものをなくしていただきたいと思っております。あるいは代替手段をつくっていただけたらと思っております。どういうことかといいますと、現在、保育所物件として開園しようと思つて行政に申請する際に、建物の検査済み証、略して「検済証」というふうに言われるのですが、これを出してくださいというふうに言われます。認可であれば都道府県ですし、小規模認可だったら基礎自治体に対して提出が求められるのですが、この検済証は御案内のとおり、建物が違反建築ではない、合法でありますよということを確認するものなので大切なものではあるのですが、しかし、事実上保育園をふやしていくといった際に、この検済証は実は大きなハードルになっているのです。

というのも、平成10年段階においては、検済証を出している率、検査率というのは38%にすぎないのです。なので、せっかく保育所物件向けに、2方向避難もあつて、住民の人が余り反対しないで、かつある程度新耐震でとか、そういうレアないい物件を見つけたとしても、築16年を超えていると大半の物件には検済証がないので、保育園をつくれる物件であっても行政は認めてくれないという状況になっています。

この検済証は、あつても20年近く前に取つたからどこにあるからわからないなみたいな感じで物件オーナーが忘れていたり、単に面倒くさくなつてしまつて、こんな面倒くさいことを言う人たちに貸したくないということではかに貸してしまおうというようなケースもあるわけなのです。

なので、行政は検済証がなければ一律だめということではなくて、何らかなかつた場合においてはオルタナティブな検査方法を提示していただいて、それで物件を確保できるというふうにしていただきたいと思っております。

例えば事業者が委託した建築士がチェックリストに従つて検査して、これは違反建築ではないですよということを申告するとか、そういった形でできるのではないか。あるいは、行政の建築家の人を実地検分をして「これは大丈夫ですね」というふうに言ってくればいいわけですので、そうした形で何らか検済証が紙切れ1枚といつたら何ですけれども、この紙1枚が万里の長城として保育園開園を阻んでいるという状況は解消したほうが待機児童ゼロに向かつてはいいのではなかろうかというふうに強く思いますので、ぜひ内閣府におかれましては、国土交通省などと対話していただき、何らかの通達を出していただけると都道府県や自治体も代替方法をとつていいのだなということでも一歩を進めやすいので



はないかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

2つ目です。また、待機児童ゼロに向かって保育園をふやしていく際に金融的なサポートの方法もあるのではなかろうかというふうに思っています。これは厚労省の管轄である福祉医療機構さん、福祉や医療施設に対する貸し付けを行っている公的機関ですけれども、こちらは保育所の融資も行っているのですが、小規模認可保育所を建てようとしたときに、福祉医療機構さんをお願いしに行ったら、最大1,000万円程度しか借りられないという状況になっております。これが認可だと何億円というふうに借りられるのです。20年にわたって何億円という形で貸してもらえるのですが、小規模だと非常に少ない額しか貸していただけません。

現状、東京23区の場合、資材の高騰などが重なっております、大体初期費用は3,000万円ぐらいになっております。とすると、この1,000万円程度という額ではなかなか足りないというふうになりますので、初期費用は基本的には自治体から補助が出たりしますので、つなぎ融資の側面も大きいわけですね。ですので、そんなにリスクが高いわけではないので、この最大1,000万円という枠を外してもらっても、恐らく国に大きなダメージがあるというふうには考えられませんので、ぜひこの部分、資金調達リスクを下げるようなアクションをとっていただけたらというふうに思っております。

また、企業主導型連携園になるようにしてくださいという話は何度も言っていますけれども、小規模保育などが2歳以降卒園した際に「3歳の壁」ということで保育園難民になってしまうという問題があります。これに対して連携園というものなかなか足りていないという状況があるのですが、先ほど内閣府さんが一生懸命推し進められている企業主導型がふえていっているという好ましい状況もありますので、そうしたところと連携がとれるようにしていくというふうにするによって「3歳児の壁」を超えていくことができるのではなかろうかというふうに思っておりますので、ぜひ御検討いただけたらと思います。

また、さらに同様の連携という意味においては、土曜の合同保育というものを4月に政府は緊急対策として打ち出させていただきました。小規模保育同士の合同保育であったり、認可保育所の土曜の合同保育というのができることになった。これによって土曜に1人の子供を2人の保育士で見なければいけないみたいな状況は緩和されて、まとまって見ることができるようになりましたので、保育士の負担が軽減されるようになったのですけれども、しかし、これはまだ家庭的保育と小規模認可保育所ではできないですし、企業主導型保育と小規模保育所の合同保育はできないという状況になっています。少なくとも自治体サイドから断れているという状況があるのです。ですから、こういったこともできるようにしていただくということに関しては、何ら害はないといえますか、むしろ連携が進みますので、そうしたQ&Aなどを出していただけると大変うれしいです。

また、居宅訪問型保育、地域型保育でありますけれども、こちらのほうは2015年からやり始めて非常にいい制度だなというふうにやっているとありますが、ちょっとバージョンアップできるのではないかとこの点がありまして、今、居宅訪問型は基本的に1対1に限

定されてしまっているのですけれども、これは障害のある子などを預かる際は1対1が妥当であるということなのですが、しかし、これを障害の程度によって複数子対応にすることによって、より多くの障害のある子を助けられるのではないかというふうに思っています。1対2ということが認められれば、保育士不足の中、供給サイドに制約がある状況で、なかなか保育の光が当たらないというような御家庭もありますので、それを1対2にすることによって2倍の子を助けられるということがあるわけなのです。ですので、その部分を、もちろん状況をかながみてですけれども、2人で見れる場合は2人で見るというふうにしてもらえたらいいなというふうに思っております。

さらに、今、居宅訪問型なので居宅に限っているのですが、例えば長期入院している子供たちもいるのですね。そうした子供たちがなかなか親の付添いができないというような場合において、やはり保育士が行ってあげて、遊びを通じて発達を支援していくことも重要なことです。もちろん看護師さんはいますけれども、忙しいので子供につきっきりというわけにはいきません。

さらに、社会的養護の部分です。今、社会的入院というものがクローズアップされていますけれども、虐待などを受けてずっとずっと入院していなければいけないというような子供たちもいるわけなのです。そうした子供たちに対して保育士さんが、遊びや密なコミュニケーションを通じて乳幼児期の愛着形成と発達を支えることができるようになるのではないか。それは居宅ではなくて、例えば病院などにも行けるといような形にすることによって、こぼれ落ちている子供たちに保育の光を当てられるのではないかと思いますので、ぜひそうしたバージョンアップを考えていただけたらいいなというふうに思います。

以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、小室委員、お願いします。

○小室委員 ワーク・ライフバランスの小室です。

3点あります。

1点目は、企業主導型保育事業の進捗が順調ということで、すばらしいと思っております。ありがとうございます。

恐らく考えられていると思うのですけれども、今後、企業のほうが女性活躍推進法のデータベースなんかと連携してPRができれば、より企業にとってのモチベーションということになるので、ぜひそういった連携をしていただきたいというのと、そうした取り組んでいる企業がPRをするのにマークがあったり、それを名刺につけられたりすることによって、今、かなり名刺につけたさまざまなマークをお互いに自慢しようというのが普通になってきていますので、そういったものでよりわかりやすく取り組んでいる企業がPRできる仕組みをさらに進めていただきたいと思います。

2点目が、処遇の改善も進んできているという点について評価させていただきたいと思います。一方で処遇ということの一つ大きなポイントは、労働時間ということも働く環境

としてより注目をしていただきたいと思います。

今、保育所の労基法違反というようなことが大きく報じられたりしておりますけれども、この秋に働き方改革実現会議もできまして、働き方改革ということが社会全体で進んでいきますので、保育業界についても働き方改革ということについて、もう先進的に取り組んでいるというような取り組みをつくっていかないといけないのかなど。そうしないと保育業界そのものから去ってしまう保育士さんというのが、どんなに保育所をふやして、保育士をふやしてとやっても、一方でどんどんやめていってということになると、その方たちはその後保育業界に戻ってこないという形になってしまいますので、保育業界全体で働き方改革をこのようにやっているよということをPRしていくことは大事ではないかと思っております。

今後この会議において、こうした労働時間の実態がどうなっているのかということであったり、労基法違反というようなことがどれくらい出ているのか。違反までしていなくても、長時間労働の実態があるのはどういったことなのかということ进行分析していくような進捗もぜひ発表いただけたらというふうに思っております。

3点目ですけれども、まだちょっと先かもしれないですが、3月が近づくと心配なのが待機児童の問題を大きく報道されるということが起きてくると思っております。働く女性がふえたので待機児童が思うように減っていかないということですが、これは細かく知っている人でないと政府は何もやっていないというふうな安易な批判になってしまう。特に朝のニュース番組なんかでそういった安易な批判を受けてしまうというのがとても心配ですので、ぜひ早目にこの対策をメディアに出していただきたいと思います。

働く女性がふえたというのは、保育所の整備がしっかり整ったことの成果ですので、これを成果の一つとして、働く女性がこれだけふえましたというようなものも、いつも待機児童のグラフだけ出てしまうのですが、待機児童のグラフの横に働く女性がこれだけふえることができたというようなものも一緒にわかるように出していくことによって、安易な批判、きちんとつくっているのだよということもわかりながら、ちゃんとした方向から論じていただけるような対策をぜひ万全にしていきたいと思いますというふうに思います。

以上3点です。ありがとうございました。

○無藤会長・部会長 ありがとうございました。

では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

まず、処遇改善加算の認定等についての対応方針は、妥当な判断だと思います。賛意をお示ししたいと思います。

その上で子ども・子育て支援新制度がスタートして1年9か月目に入りました。繰り返し申し述べてきたことですが、整理できていないことを改めて整理に向けて動き出していただければと思います。

まず、整理できていない事柄の中でいくと、資料2で概算要求の状況についてというの

がありました。それぞれ内閣府、厚生労働省、文科省の予算要求、ここに制度として就学前の教育・保育施設は、昨年4月以来、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園という3つの認可の仕組みが誕生してしまいました。繰り返します。幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園という3つの認可施設が誕生しました。ですが、内閣府の予算要求の中には1か所、保育所ではなく保育園、厚生労働省のほうでは15か所、保育所ではなく保育園、文科省のほうでも保育所ではなく保育園という記載があります。この辺の整理はしっかりしていただきたいと思います。

1つの文章の中に「保育所等」と書いているのと「保育園等」というのが混じっている概算要求の資料というのは、見ていて余り気持ちのいいものではありません。私は個人的には、仕組みとすれば保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園というふうに分かれている中で、子供たちの呼称自体が児童、幼児、園児と分けられていること自体もこの辺の整理ができていないことを何度となくお話をしてきたつもりです。それは、さらには資料5の「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会 審議のまとめ」の概要にもあらわれていると思っています。

説明の中では、それぞれ幼稚園教育要領、保育所・保育指針の改訂と整合性を確保するというふうにおっしゃっていましたが、でも、これが整合がとれている文章なのかというと、私には整合がとれているとは思えません。保育所でいくと乳児、法律的には乳児というのは1歳に満たない者、そして1歳から小学校に就学するまでの子供たちを児童福祉法では幼児というふうに言っています。ですが、保育所・保育指針では今回、「乳児・1歳以上3歳未満」という表記になっています。これをなぜ0・1・2というふうにしなかったのか。さらには、幼保連携型認定こども園の概要版で見ると、満1歳以上満3歳未満というふうに「満」がついています。これは「満」でくくっていいことなのかどうか。満3歳児というのは、いわゆる1号認定の子の場合は、新制度の場合ではあります。でも保育の世界の中では満3歳児、満4歳児、満5歳児というふうなくくりではクラス編成はしていません。

さらには、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の特に配慮すべき事項の充実の中で、「満3歳以上になると、同一学年の園児で編成される学級」とありました。これについては加算もそうですけれども、例えば満3歳児を受け入れの場合は、いわゆる幼保連携型の場合だと2歳児と一緒に6対1で見るといようなことも認められていますし、3歳児の学級に入れることも可能かもしれませんし、満3歳児の学級編成というのもあり得るかもしれません。ですが、同一の学年の園児で編成されるかどうかというのは、この幼保連携型認定こども園では極めて弾力的な運用をしていると私は理解しています。

私自身も昨年4月から幼保連携型認定こども園という施設に移行しています。その中でいくと、これを充実させ、さらには子供たちの整理をしていくために、例えば平成17年1月の中教審の答申のような、幼児とは小学校就学前の者を意味し、0歳から小学校に上がる前、就学前の教育・保育を受ける子供たちのことを全て「幼児」と総称することにな

れば、例えば幼稚園での要録も「幼稚園幼児指導要録」、保育所の保育要録も「保育所幼児保育要録」、幼保連携型も「園児指導要録」ではなく「幼児指導要録」として、統一して同じ文言で子供たちをくくってあげることができるのではないか。この辺の整理をすることが、本来私たちが新制度の中で描いてきた全ての子供たちに良質な幼児期の学校教育を、成育環境をというところに合致するものだというふうに思っています。この辺の整理を予算要求のところも含めて改めてしていただくことをお願いしたいと思います。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、関委員、お願いします。

○関委員 全国国公立幼稚園・こども園長会の関でございます。本日はありがとうございます。

私のほうから3点ほど。

1点目は、平成29年度の文部科学省予算概算要求の主要施策についてでございます。

幼児教育の質の向上という点で、幼児教育の質向上推進プラン、幼児教育の推進体制構築事業ということが記されております。今年度スタートしていると思えますけれども、この事業が全国各自治体で進められることを期待しておりますので、引き続きよろしく願います。

2点目です。実態調査を行っていただきましたが、回収率40%を切っている状況、有効回答数を見ると少し少ないかなと思っております。中間集計ということではございましたが、私は、公立幼稚園でこの実態調査を受けましたが、大変煩雑でございました。そして、いろいろなところから質問もまいりました。公立の場合、園長は経営者ですが、給与に関しては自治体が行っておりますので、私は給与に関することなどは教育委員会の担当の方をお願いをして、調査に加わらせていただきました。ぜひこの数値的なものの読み取りとこれからの使い方に関しましては十分配慮をしていただきたいと思います。

幼稚園の園長、副園長の給与のところでは、園長のほうが経験年数が多いにもかかわらず副園長のほうが給料が多い。これは公立でいいますと、再任用の園長先生たちが増えていたり、それから、地方によっては兼務で兼務手当がゼロというところも増えておりますので、いろいろなことの数字が入ってくるとこのように逆転現象が見られるのではないかと私は読み取っております。ぜひ数値の取り扱いを誤解の無いように丁寧によろしく願います。

3点目です。幼保連携認定こども園教育・保育要領の改訂についての審議のまとめの案が出されました。全ての子供たちに質の高い教育・保育をということが求められていますので、幼稚園教育要領同様、この理念、趣旨をしっかりと周知徹底、普及をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

月本委員、願います。

○月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

2点ほど提案させていただきます。

1つは、幼児教育の無償化について。政府が掲げる一億総活躍や希望出生率1.8に向けては、働く人の処遇改善もさることながら、子供を生み育てる世代が直面している保護者負担の軽減は極めて重要と考えています。政府の調査を初め各調査において、子育て世代(20代・30代)の8割が理想の子供が持てない理由の第1位に、子育てや教育にお金がかかり過ぎることを挙げています。

ここ数年、就園奨励費予算を大きく伸ばしていただいておりますが大変感謝しておりますが、ことしの年末の予算編成におきまして就園奨励費の拡大を通じて幼児教育の無償化がさらに進展しますようお願いいたします。

2つ目は、幼稚園教諭への処遇改善についてです。最近、保育士の人材確保が困難であるとか、保育士の給与が低いなど、保育士に関するニュースをよく目にします。しかし、人材確保は困難であるとか、給与が低いのは保育所の保育士だけではありません。幼稚園においても全く同様の問題が存在しています。子ども・子育て支援新制度だけでなく、日本全体の幼児教育の質の向上のためには、先生たちの資質の向上が不可欠と考えています。必要な研修がしっかりと受けられる体制を確保していただいた上で、それに見合うよう幼稚園の先生たちへの処遇改善を、保育士の処遇改善と同様に実施していただきたいと考えています。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、坪井委員、お願いします。

○坪井委員 全日本私立幼稚園連合会の坪井でございます。

4点ほどお話をさせていただきます。

まず第1点、幼保連携型以外の認定こども園の認定に係る都道府県から指定都市への権限移譲の件でございます。

認定こども園の制度設計を国が行うことによって、幼児教育の国としての最低基準、いわばナショナルミニマムが確保されていると思います。今般の子ども・子育て支援新制度が施行されて1年9か月程度が経過したわけですが、新制度への各自治体の対応の違い、ばらつきが余りにも大きいということが問題点として指摘されています。そうした状況の中で、幼保連携型以外の認定こども園の認定権限を指定都市へ移譲するということは、幼児教育におけるナショナルミニマム、いわば最低基準が崩れてしまうというような大きな懸念を持っております。ということで、我が団体としては、この件については反対というふうに考えております。

地方分権は時代の流れということはあるのですが、幼児教育の基準は国としての最低基準、質の高い、質の確保のためから考えても最低基準を堅持することが必要だと考えます。ましてや都道府県とか指定都市よりももっとばらつきのある中核市まで権限移譲が

されるということにならないように強くお願いしたいと思っております。

2番目は、実態調査の結果でございます。私立幼稚園は少子化の影響もありまして、総じて経営的に苦しい。幼稚園教諭の処遇改善も難しい状況にございました。新制度が始まって、新制度に移行した幼稚園とか認定こども園は、ようやく処遇改善の第一歩に取り組むことができた。ただ、まだ今後もさらなる処遇改善の必要性を感じております。来年度以降も公定価格におきましてさらなる支援をお願いしたいと思っております。

今回の調査結果では、小規模園の回答が多かった。また、地方都市、もともと給与水準が低い地方都市の回答が多かったということから、幼稚園教諭の給与水準が低く出ているということがあるのではないかと推測されます。新制度移行1年目で収支状況がどうなるのかというのが不明な中で、給与水準も含めて経営全体を慎重に行ったということが予想されております。処遇改善率につきましては、給与水準が低いながらも国が想定したレベル以上の処遇改善が実施できているのではないかとこのように考えています。

第3点目です。私学助成園の人材確保のための処遇改善でございます。

現在、新制度におきましては施設型給付の幼稚園、認定こども園については、公定価格において賃金改善などの処遇改善加算が行われ、かつ、国の方針としてさらなる処遇改善を行うこととされております。一方、私学助成の幼稚園にはこうした処遇改善を行うことが困難な状況にございます。

税と社会保障の一体改革を決定した国会の衆議院と参議院の附帯決議で、施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めることとされており、私学助成園への処遇改善は国民への約束とも言えます。我が国の幼児教育全体の質の向上や必要とする人材の確保のためには、新制度や私学助成という枠を超えて処遇改善を実施する必要があると考えます。ぜひ国として積極的に対応していただきたいと思っております。

最後ですが、幼児教育無償化でございます。先ほどの衆議院、参議院の附帯決議に基づき、来年度予算においてもさらなる幼児教育の無償化が進んでいくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、徳倉委員、お願いします。

○徳倉委員 NPO法人ファザーリング・ジャパンの徳倉でございます。

保護者を代表して1点お話をさせていただきます。まずもって、事務局、各省庁、そして、今回御出席の各団体の皆様には、子供のために各所で御尽力いただいたこと、保護者を代表して御礼を申し上げます。

1点、今回、保育の手續についてというところでお話をさせていただきます。

私自身、この場ですと駒崎委員も含めてですけれども、子育てタスクフォースということで、いわゆるマイナンバーを使った保育の手續というところの委員会に9月までおり

ました。9月で、新聞等の報道にもありましたけれども、オンラインの申請についてということが非常に検討されています。これはマイナンバーが普及していくにつれて、保育を利用する保護者だけではなく行政の立場も、先ほど小室委員のほうからもお話がありましたけれども、限られた時間の中で有効に保育の申請を行っていく、また、保育を行っている中で現況届や就労証明書という表現をしますけれども、そういうものを各事業者からいただいて、また申請を出すというものを、電子入力して一気に簡便化していくという話でございます。

この中でも初めて聞かれた方もいらっしゃると思いますけれども、実は水面下ではなくて、もう公にこういう話が進んでいるということ、ぜひ皆さんに御理解をいただきまして、また、子ども・子育て本部の中でも、実は平成29年9月から一部運用がスタートして、いわゆる再来年度からの4月入所分の申請手続からスタートするという流れで進んでおります。これは今の仕組みでいきますと、各基礎自治体も余り知られていない。そして、そこから各種園、保育所、幼稚園、こども園の現場対応が同時並行で数年は紙ベースのものと電子媒体ベースということで、今のマイナンバーの普及状態からいっても並行する仕組みが何年か続くことが想定されます。

ですので、実はこの子育て世代からマイナンバーを普及させていくと、こういうふうに簡便になるのだということが、マイナンバーを普及させるという意味でも一つ大きなポイントになりますし、何より申請をする保護者、その手続をする各種園であるとか、行政の手続、また、現況届を出す企業、これは大手企業だと1年間に何千枚とか何万枚というふうに出すものを、全て電子化をして申請ができるということは三方よしの仕組みかなというふうに思っておりますので、ぜひこの本部においても一緒になってPRをしていく、進めていくという方向をとっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、東出委員、お願いします。

○東出委員 経団連人口問題委員会企画部会長の東出でございます。

議事の1、処遇改善等加算の認定等につきましては結構だと思います。

その他といたしまして、資料2、概算要求につきましては、現在、予算編成過程で検討中であると認識しておりますけれども、資料2の1ページ、2ページにございます地域子ども・子育て支援事業の一部、あるいは企業主導型保育事業、ベビーシッター利用者支援事業は、事業主拠出金が財源として活用されておまして、費用を負担する立場として少し申し上げたいと思います。

御案内のように、英国のEU離脱でございますとか、トランプ新大統領候補の勝利といったような形で企業を取り巻く環境というのは非常に不透明感を増しております。その中で介護保険制度改革といたしまして、新たに企業の負担をふやすような仕組みの導入を求める声が強まっております中、社会保障分野における企業負担の増加につき、少し懸念を抱いているものでございます。



子ども・子育てにかかわる事業主拠出金に関しましても、来年度は0.23%まで拠出金率が引き上げられ、500億円強の負担増が見込まれております。企業も厳しい状況に置かれていることを十分御認識をいただきまして、各事業の精査をよろしく進めていただきたいと思います。

中でも後年度の負担の増加につながるものは、将来の事業主拠出金率のさらなる引き上げをもたらしかねないために、特に慎重にお願いしたいと思います。

以上、企業の立場からの意見を申し上げます。

次に、御説明いただいた中で本年度の企業主導型保育事業の進捗状況につきまして、2点ほどお尋ねしたいと思います。

1点目は、資料4で2年間で約5万人分の受け皿確保を目指す中、現状では1万4,000人分の助成申請があり、約8,000人分が決定したと伺いました。今後の決定の見通しはどんな形でしょうか。その点についてお願いします。

2点目は、資料4の9ページ、参考1で企業主導型保育事業のコーディネート業務を行うOSAKAしごとフィールド等について御紹介いただいておりますが、京阪地区あるいは沖縄地区以外でもこのような取り組みがございましたら、特に東京圏でございましたら御紹介をいただければと思います。

以上よろしくお願いたします。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、山内委員、お願いします。

○山内委員 日本保育協会から参りました山内と申します。よろしくお願いたします。

以前から申し上げておりますように、保育の質の向上に向けてキャリアパス等の研修体系の構築に関する調査研究事業がなされまして、その中間報告が先日出されました。それについて御意見を申し上げたいと思います。

まず、背景や目的についてですけれども、「ニッポン一億総活躍プラン」の中でキャリアアップの仕組みを構築して、全産業の女性労働者との賃金格差をなくすような追加的な処遇改善を行うということがまず背景にあります。

それから、保育所保育指針の改訂に関する中間取りまとめについて、職員の資質、専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実を図ることが課題とされているといったような目的を持って、キャリアパスに係る保育体系の構築に関する中間報告がなされております。保育の質の向上が大きな目的であると認識しています。

それについて、内容については今後幅広く検討するということになっておりますので、それについては申し上げますが、キャリアアップのための研修を国規模の体系として取り組んでこられるに当たって、私どもは地方それぞれに研修体系の今まで取り組んできた形がございます。それを今後国が示される体系について、それに合わせて組みかえていかなければならないかなというふうには思っております。

しかし、研修に取り組むに当たって、研修を各園から派遣するに当たって、今までは研修の日数として年間2日間の研修日数というものを保証されていた中ですけれども、今回の体系化については、8部門15時間の研修というものをおよそ考えておられるというふうにお伺いしております。

そういうふうになってくると、年間2日間の研修の保証では全く参加することができない。これで言いますと、できれば年間5日間の研修の日数を制度の中で保証していただけるような形でなければ現場としても対応ができないというふうなことを考えております。

それから、このキャリアパスの体系の構築については、今後どのような位置づけがなされるのか、どういう取り扱いをされるのかということをしかり明記していただきたいと思います。制度化されなければ、なかなか恒久的に保証されるものではないのかなというふうに思っております。

それから、実施主体ですけれども、都道府県が実施主体というふうにお伺いしております。今後、都道府県が認可される団体や保育士の養成校について研修を委託するという形になるかなというふうには思っておりますが、今は、なかなか思った日に思ったように研修に派遣させる現場状況にはありません。ですから、できるだけ幅広い研修が各地で行われるということが大切なことになってくるかというふうに思います。

そういう面では、都道府県やそのほかの実施主体が分かれるかと思いますが、認可をされる団体については幅広く考えていただくような形で研究の機会をつくっていただけるようお願いしたいというふうに思います。

人材確保について、どこの団体も苦慮している時ではありますが、若い保育士の指導が行き届いて、潜在保育士が現場復帰できるような形で、現場のリーダー的な立場にある職員が力をつけて育成していかなければ、今後の保育現場が安定的な形で人材を確保することができないというふうに考えております。その点について、研修制度についてはもう少ししっかり制度化したものを明記していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 まず、きょう示された地方分権の提案募集に係る処遇改善等加算の認定権限の移譲と幼保連携型以外の認定こども園の認定権限等の移譲についての対応方針に関して意見を申し上げます。これについて、私ども市町村の立場から発言させてもらえば、これまで国と地方の役割分担について分権が推進されてきた経過があり、そのような中、地方からの提案という形で、国または都道府県から市町村へ規制緩和や権限移譲をしていこうというのが現状における地方分権のあり方であります。

そのような中で、指定市、中核市等が制度上の問題を踏まえながら提案してきております。また、それに対して対応方針が出されております。制度上の準則化の問題や、事業者の立場からの反対、また、認定におけるばらつきの問題も確かにあるとは思いますが、そ

ういうことを考えれば非常に言いづらい面もあるのですけれども、これまでの経過を踏まえた中で考えていけば、当然のことながら、これから権限移譲しようとする政令指定都市、中核市等についても、同じような認定基準を設ける等ばらつきのないようにきちんと指導するなりルール化することによって、その辺りのことが御理解いただけるのではないのでしょうか。

また、対処方針に基づいてやっていくにしても、今ほど意見があったようなことも踏まえ、反映させていくことが大事なのではなかろうかと思えます。

もう1点、29年度の予算概算要求の内容についてお示しがありました。これまでの私どもの議論を踏まえて、各関係省庁が予算要求をいただいていることには敬意を表したいと思えます。

また、おかげさまで子ども・子育ての関係予算については、28年度もそれなりの予算を獲得してきました。また、来年度に向けてもそれらのことを踏まえながら、いわゆる量的拡大、質の向上等を踏まえて要求いただいていることには敬意を表します。

ただし、事項要求ということになっておりますが、質の改善や量的拡充については、これまでいろいろと議論してきたことの大事な部分でありますので、事項要求に反映させてほしいというふうに思います。

それから、もう1点、先ほどもありましたけれども、国の幼児教育の無償化についてなのですが、環境整備と財源確保を図りつつという限定の中、その範囲や内容等について予算編成過程で検討していくのだというお話がありますが、これはどの程度の内容を含んでいるのでしょうか。年齢や所得制限などについての考え方で、もし今の段階でお示しできるような方針等があればお聞かせ願えればと思います。

私どもの町は平成17年から3歳以上の幼児教育の無償化に取り組んでおります。住民から非常によい制度だということで歓迎されておりますので、念のため申し上げておきます。

以上であります。

○無藤会長・部会長 御質問は後ほどということで。

では、尾木委員、お願いいたします。

○尾木委員 公益社団法人全国保育サービス協会の尾木と申します。よろしく申し上げます。

御質問を1つしたいと思っています。平成29年度における概算要求の状況についての5ページに多様な保育サービスの充実ということで、保育サービス利用支援事業として延長保育多様化というものがございます。これは地域子ども・子育て支援事業の中に既に延長保育事業というものがあって、その中に訪問型というもの、保育所等でだんだん時間が遅くなるにつれて子供の数が減ってきたときに、その子供を保育士が家庭まで連れて行って保育をする。それは延長保育とするというような事業が組み込まれているわけですが、それを拡大するというのではなくて、新規にこの事業を設けた意図や狙いというものがあれば教えていただきたいと思っています。

私が期待するのは、地域子ども・子育て支援における延長保育は、市町村の導入ということももちろんですけれども、それぞれの保育所なり保育施設がそれを採用しなければ利用できないということになるわけですが、こちらの利用支援事業のほうでは保護者の選択に基づいて利用ができる、それから、同等の補助が受けられるというような仕組みにしていただけるのでしたら、ぜひそれを期待したいと思っています。

通常保育以降の時間帯を子供たちはどのように過ごすべきか、あるいは、保護者がどういうふうに希望しているかということに基づく選択・利用が実現できるように期待しています。

以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、葛西委員、お願いいたします。

○葛西委員 本日の御説明について特段質問はないのですが、私、助産師会という立場から一言申し上げたいと思います。

母子保健課等では、子育て世代包括支援センター等の取り組みの全国展開を平成32年まで行うというふうになっております。この会議でも時折母子支援について話されたと思いますが、皆様、ぜひ切れ目ない支援ということで幼保につながる親世代への支援ということについて、産後ケアも含めて切れ目ない支援ということで御配慮いただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、木村委員、お願いします。

○木村委員 一般社団法人全国認定こども園連絡協議会、木村でございます。

きょうの議事であります地方分権から提案された件につきましては、本会といたしまして了承したいというふうに思っております。

あと、秋田委員のほうから発言がありました企業主導型のモニタリングの件ですが、本日配付資料4の3ページ目、上から「9月15日」と書かれているところがありますが、私どもが運営するストロークハウスが認可をいただきましたので、しっかりと実施して、皆様方にも御報告をさせていただいて、秋田委員にも安心していただけるような環境をつくっていきたいと思っております。

本日、意見書を書かせていただきましたので、そこには企業主導型の利用定員について書かれております。企業主導型は従業員枠と地域枠があって、その地域枠は50%という形になってございます。この50%は年度途中であれば、その50%を超えて受け入れることは可能という形になっておりますが、待機児童の多いところは、例えば年度当初から利用定員の枠の中において職員等の確保ができれば50%を超えても対応できるような方法はないか。年度途中からはいいけれども年度最初はだめだというような形になっておりますので、その辺の御確認と対応をお願いできればというふうに思っております。

それと、きょうの朝8時に毎日新聞が保育士の段階的昇給、離職対策、中堅向けに新役

職を検討というのが書かれておりました。この辺について具体的に何かありましたらお聞かせいただきたいという点と、最後に、3府省が本当に御努力いただいて、予算獲得に向けて汗水を流していただいておりますが、これが都道府県に落ちたときに、それが実際に実行されるまでに非常に時間がかかって、結果、予算を獲得しても未実施になってしまったり、全額実施できない状況等もありますので、できるだけ通知等や要項などを早目にお渡しいただいて完全実施ができるようお願いしたいというところであります。

以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、廣島委員。

○廣島委員 日本こども育成協議会の廣島でございます。

本日の議題の処遇改善につきましては、本当にさまざまな形でいい結果が出たということで非常に感謝申し上げます。また、私どもは認可外保育所も多く抱えております。これも国の基準に合わせてこのような形で処遇改善がされているということについて、この場をおかりして心から感謝申し上げたいと思います。

その中で、今、若干触れましたけれども、きょうの資料の3-1の5枚目、保育所の保育士さんの年間の一時金、給与にかかわることについて数字がございますが、実はこのことについて一時金の割合が高くなってきているということについて、私どもから見ると月々の中でどのようにこれが今後確保されていくのかということについての若干の懸念等があって、どうしても一時金に頼らざるを得ないというような現実がございます。今ほど委員の先生が申し上げましたけれども、今後このような形で保育士等にかかわる賃金に関してどのような制度設計、見直しをお持ちになっているか。この辺については保育士の確保という視点からも、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

あわせて、保育士の処遇改善がされているということについての社会に対するメッセージが非常に弱いのではないかとこのように思っております。ややもすると、どうしても保育士のマイナスの面だけが非常に喧伝されておりますけれども、むしろこのように着実に成果があるということをどのような形で、そして、メッセージとして伝えていただくということが保育人材の確保に非常につながっていくと思いますので、ぜひこの点についても正確な、そして急速に改善されているという点をメッセージとしてお伝えいただきたいと思います。

2番目に、来年度の予算の中で認可外保育所の認可化という予算がございます。ぜひ強力にお進めいただきたいと思います。待機児解消の大きな柱の一つとなろうかと思っております。ただ、1つは、各基礎自治体によって、このことについての取り組み姿勢に非常に大きく違いがある。このことについては、ぜひこの辺についての御配慮をいただければと思います。

以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、松井委員、お願いします。

○松井委員 おはようございます。3点ほどお願いをしたいと思います。

今までも出てまいりましたけれども、1点目は、幼稚園、保育所、認定こども園等々を含めて、公私にとらわれずに幼児教育の質、中身の充実を図っていただきたい。そのために全ての教諭とか保育者が小中学校の教諭のような公的な、しかも共通の研修ができるような体制整備、そして、それができるような補助の人材の確保をお願いしたいと思っております。それが1点目でございます。

2点目でございますが、これも出てまいりましたけれども、少子化対策として市町村とか都道府県が無償化へ向けた取り組みを実施しているところがありますけれども、幼児教育が居住地によって差がつくのではなくて、居住地にかかわらずひとしく無償化ができるよう早急な対応方をお願いしたいと思っております。

3点目でございます。幼稚園と小学校、保育所と小学校の連携の強化と学びの連続性が図られるような手だてが必要と考えますので、その具体的な手だて方、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、水嶋委員、お願いいたします。

○水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

最近の状況を踏まえ、幾つかお願いしたいことがあります。

1点目、年度初めだけしか加入できないスポーツ振興センターの災害救済給付制度の加入を年度途中に開設した場合も加入ができるようにしていただきたいということです。家庭的保育事業は、必ずしも年度当初にのみ開設されるものではなく、年度途中から開設する保育室があるためです。

2点目、家庭的保育では、保育士資格を有している場合も研修受講が義務づけられています。そのことを否定するわけではないのですが、幾つかの自治体では研修を修了していないとの理由で保育士を補助者として雇用することができないところもあると聞いています。研修の機会が頻繁にあるわけではないので、研修が実施される際には必ず受講することを前提として、研修修了前の保育補助者の雇用を認めていただきたいということです。

3点目、新制度になってこれまでも言い続けてきている連携施設の確保への自治体の協力です。いまだに連携施設が設けられていない保育者が多く、連携施設が決まらないことから代替保育がお願いできず、年間を通してお休みが全くとれないという保育者がいます。自治体の協力や調整なくしては連携施設の確保は難しく、新制度になって処遇改善がなされ大変ありがたいのですが、お休みもとれない保育者にとっては連携施設の確保は保育者の大きな処遇改善でもあります。

以上です。よろしく申し上げます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、武藤委員、お願いいたします。

○武藤委員 全国児童養護施設協議会の武藤です。

まず最初に、何点かの質問をしたいと思います。

1点は、資料1の処遇改善の認定に関しての地方分権に関することなのですが、ここではメリットが非常に強調されているような気がします。一方、先ほどもぼらつきという話が出ましたけれども、地方分権化というのはいい部分と非常にデメリットになりやすい部分があるのではないかと考えております。したがって、メリットの部分は大分強調されてここにも出されておりますけれども、デメリットの部分の議論がされたのかどうかということ、ぜひ参考までにお聞かせ願えればと思います。

それから、2点目です。予算概算要求の状況の資料2というところであります。細かいこととなりますけれども、5ページ目の上のほうにありますけれども、「多様な保育サービスの充実」という中に「サテライト型小規模保育事業」というのを新規で載せておりますけれども、この中身について少し興味があるものですから、どういう内容で、どういう予算規模でこういうことを実施しているのかどうかということについてお聞きしたいというのが1点であります。

もう1点は、厚生労働省のほうの部分となりますけれども、同じ資料の8ページです。「社会的養護の充実」というところの2番目の○のところですが、自立援助ホームの22歳の年度末までの大学支援ということが今回法律改正で位置づけられました。児童福祉法に22歳までの支援がしっかり法制化されたというのはとても意義があることなのではないかと考えております。

もし今の時点でこの自立援助ホームの22歳までの進学支援等に関する費用の中身についてわかれば教えていただきたいと思います。

それから、最後の質問ですけれども、資料4の企業主導型保育の進捗状況ということで、スタートしたばかりなのですが相当進んでいるなという印象なのですが、この企業主導型保育事業の中で、保育士の確保が十分されているのかどうかというのが非常に疑問になるところです。今は保育所を開設するについてもハード的な部分とあわせて保育士がなかなか確保できないという実態があるのではないかと考えておりますけれども、そこらあたりの質的向上という意味からすると、保育士の確保がこの中で十分できているのかどうかということ、内閣府のほうでつかんでいらっしゃればぜひ教えていただければと思います。

最後に意見となりますけれども、私、前回にも言わせていただいたのですが、今回保育士等の処遇改善ということで大分成果も出てきているようですけれども、引き続き今回の事項要求の部分については予算化に全力を投入していただきたいと考えております。

あわせて、どなたかも言うておりましたけれども、給与改善だけではなくて、保育士の労働条件等々の改善という部分がとても必要なのではないかと考えています。私どもの社会的養護の分野についても、働く条件が改善できなくて、職員の確保さえままならないという現状もありますので、引き続きぜひ御尽力をいただきたいと考えております。

以上であります。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、坂本代理人、お願いいたします。

○坂本代理人 子育てひろば全国連絡協議会の本日代理で出席しております坂本でございます。

新制度の運用がスタートして、地域では事業者の方はもとより、利用する主役の親子たちにとってもいろいろなことが起こっております。その中で2点ほどお伺いと補填をしたいと思いますと思っております。

私ども地域子育て支援拠点に従事しておりますものの団体でございますが、幼稚園、保育園、こども園、そういったものからあぶれた、いわば待機になっている方たちが主に利用する施設となっておりますので、まさに今回の新制度の改革の対象となっている人たちが多く利用しております。その中で、大きな制度の改革のお話を中心にありますので、地域子育てに関する議論はなかなかしていただけないというような状況が続いておるかと思うのですが、そろそろ31年を目標にして地域の中でどのようなことが起こっているのかしっかりと把握していただくころに来ているのではないかと思っております。

利用者支援事業が13事業の中で新しく設けられましたが、推進当初から新制度の車の両輪ということが言われておりました。ただ、基本型、特定型、コンシェルジュ、そういった流れの中で母子保健型、子育て世帯包括支援センターという次々と名称がいろいろと出ておまして、行政においてもなかなか理解が整っていかないような状況でありましたが、ここのところ着実に数がふえてきているように見受けられております。

この利用者支援事業を31年度に向けてどのようにPDCAサイクルの中で活用していかれるお考えか、もし何か議論が始まっているのであれば少しお伺いしたいと思います。

それから、先般、私どもの団体で利用者の調査をいたしました。自主調査でございます。全国のさまざまなタイプの会員以外の拠点の利用者も調査いたしました。その中で拠点を利用している70%以上の親が、自分が生まれ育った地域ではないところで子育てを始めております。保育のサービスについてなかなか知り得ない親たちが多く中で、自分の生まれ育っていない地域で子育てを始めるという意味では、地域子育て支援拠点事業の役割は非常に大きいというふうに実感しております。実際利用した方たちの中でもさまざまな効果が示されてきたところですが、そういった中で幼稚園と保育園の違いがわからない。それ以外のサービスは全く知らないというところで、みずからがどのような資源をチョイスしていくかという選択が始まる最初のところで、やはり地域の中で親たちの水先案内人となる役割が非常に重要だということを感じております。さまざま制度をよりよきものにしていただくお取り組みも大切かと思っておりますが、そういったところにもそろそろ目を向けていただきたいなと思っております。

次に、拠点事業においては、一部の拠点で一時預かりを行っております。ふだん親子で利用している場所でサービスにつないだほうがいいと思ってもなかなか、特に大都市周辺



の待機児を抱えている地域では、一時預かりの利用がそういった不安や課題を抱えた親子にスムーズに利用されないというケースが頻発しております。そういった中で拠点が行っている一時預かり、枠としては非常に小さなものですが、柔軟に迅速に活用されており、育児不安を抱える親たちのとまり木として活用されている実態がございます。大きな枠での待機児対策とともに、こういった今までも網から下にこぼれ落ちていったような親子が利用できるような地域の中での一時預かりというものもフォーカスしていただければと思っております。

以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、門田代理人、お願いいたします。

○門田代理人 全国知事会でございます。本日は高知県知事の代理で出席させていただいております。

議事1に関しまして、それぞれ制度の円滑な運用が図られますよう、また、権限移譲が円滑になされますよう御配慮をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

では、平野代理人。

○平野代理人 全国私立保育園連盟の平野と申します。本日は代理出席でございます。

まず、資料1の地方分権の処遇改善等加算についてですけれども、これにつきまして対応方針に異議はございません。ただし、政令市、中核市に移譲することは今申し上げたとおりでございますけれども、それ以外の市町村については依然として都道府県がその事務を行うということですので、その事務が以前よりも長期化している原因と、今後、改善策を講じないと、やはり現場のほうに速やかに対応方針どおり事が進むというようには思えませんので、あわせてその辺の御検討をいただきたいと思えます。

それから、2番目として、これは地方分権との絡みが背景にあると思えますけれども、平成29年度の概算要求の状況の中に、保育士確保でさまざまなメニューをそろえていただいておりますけれども、これが全国の保育所によりますと、なかなかこのメニューが採択されないという、例えば都道府県あるいは市町村の財政状況も大きく影響していると思えます。この制度の根幹をなす保育士の確保というのは重要な課題でございますので、これに限らずでございますけれども、地方都市における保育所、大都市も含めて、こうしたメニューが行えるような御配慮をお願いしたいと思えます。

それから、資料5の幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂についてでございます。これにつきましては、もともと認定こども園は教育要領、保育所保育指針等の整合性を図るというような、これは制度設計当時の大きな宿命という言い方がふさわしいかどうかわかりませんが、そういうものを担っているわけでございます。この資料の2の「幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の充実」をぜひ改訂の中心にし

てほしいぐらいに強く思っております。

やはり認定こども園は、保育所あるいは幼稚園とが合わさったような形をとっておりますけれども、子供の視点に立っての要領の改訂というのは今回ぜひやっていただきたい。

それから、制度構築時から、先ほど申し上げたように、幼稚園教育要領、保育所保育指針等の整合性を図るという大きな課題を担っておりますが、その後、幼稚園においては満3歳児入園、それから27年度、新制度が動き出してからの新たな課題も見えているように聞いておりますので、その辺も含めて御検討いただきたいと心から願います。

それから、最後にこれは質問でございますけれども、もとに戻って平成29年度の概算要求の待機児童解消加速化プランのさらなる展開の賃貸方式による小規模保育等の推進の中に、都市部における保育所への賃借料支援事業というのが新たにここに加わっておりますけれども、「都市部における」という解釈ですね。地方においても場所によっては地代が上がってきまして、なかなか土地を購入して保育所という、また、待機児童解消のための小さな規模の分園とかそういったものについては賃貸物件を利用することも進んでおります。その辺を含めてお聞かせいただければありがたいと思います。

以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

それでは、平川代理人お願いいたします。

○平川代理人 連合の平川でございます。

何点かございますけれども、1つは権限移譲の関係でございます。

この提案の方向はいいと思うのですが、3ページ目の幼保連携型以外の認定こども園の認定権限が指定都市となっております。これが中核市までできないのかという部分は十分に議論されていないのではないかと思います。この中核市への移譲ということについてどう考えているかということで質問でございますけれども、考え方をお示ししたいと思っております。

また、多分これは県段階で幼保連携型以外の認定こども園の条例化がされているかと思っております。権限移譲する形になると、権限移譲を受けた指定都市については条例化という方向で進むかと思っております。この場合、県独自の基準、要するに最低基準を上回るような基準をつくっていたとしますと、その県独自の基準が指定都市に権限移譲された場合、その基準が維持できるのかどうかについても考え方をお示ししていただきたいと思っております。

可能であれば、せっかく県でつくった条例が指定都市に権限移譲した途端にその水準が低下してしまうということも想定されますので、それについても考え方をお示ししていただきたいと思っております。

あと、処遇改善のところでございます。実態調査によると方向としては処遇改善が進みつつあるということはわかりますが、残念ながら調査結果の内容が、常勤・非常勤の区別が不明確であるとか、換算人員ということで本当の実態がなかなか見えてこないのかなと思っておりますので、さらなる調査の精査というものをお願いしたいと考えているところであります。

ます。

また、給与についても、基本給も上がっていますが、一時金のほうに重点的に配分がされているという状況であります。今後長期的に働き続けるという観点から見ると、基本給を重点に処遇改善をしていくということが重要ではないかと思えます。なぜかといいますと、キャリアパスや保育所の中でのステップアップの仕組みということが極めて重要であります。以前のデータでも保育士の就業年数は、10年を山にだんだん下がっているという実態もあります。やはり長期雇用を前提に考えていく必要があると思っております。

これに関連して、勤務年数に関して保育所の中でかなり格差があるというふうに聞いているところであります。この前も言いましたけれども、勤務年数が極端に短いような施設においては、場合によっては公定価格に差をつけるということも含めてしっかりと長期雇用の仕組みをつくっていくことが重要ではないかと考えているところであります。

子ども・子育て支援新制度ではないですけれども、社会福祉法人制度改革においても内部留保については優先的に処遇改善に使うということが明確にされておりますし、社会福祉法人以外の報酬においてもしっかりとその方向性が明記されるべきではないかと考えているところであります。

もう一つ、企業主導型保育であります。これも前に言いましたけれども、本当に企業主導型保育というものが子どもにとって最善の利益を享受できるようなものになっているかというのはしっかりと押さえていく必要があるのではないかと思います。

現場で働く者の立場から言いますと、現場においては事業所内保育所であっても待機児童の問題が生じていたり、流通系の業界においては休日保育のニーズは大変高まっているという状況もあります。ただ一方で、預けるにしても子どもの安全ということ、そして、育ちの保障ということも極めて重要だという意見をいただいているところでありますが、残念ながら企業主導型保育においては基準が明確でなく、なかなかそれが見えていないのではないかと思います。

モニタリングが必要だというふうな御意見もございましたが、モニタリングをするにも市町村関与がない中で、どうやってモニタリングするのか私はよくわからないというのが率直な感想であります。

保育士比率もどのように調査するかわかりません。市町村関与をしっかりと明確にして、それによって質の担保というのが見えるようにしていく必要があるかと思います。

保育要領の見直しもされておまして、これも方向性はいいと思えますけれども、保育要領がどうやって実現されていくのかという担保がよく見えないと思えます。

質問でございますけれども、今指摘させていただいた企業主導型保育について、先ほど言った保育士の数であるとか、保育要領に基づいた保育がしっかりとできているのかどうかを含めて、どうやって担保されるのかということについて事務局のほうで考え方がありましたら教えていただきたいと思っております。

以上です。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

釜菴代理人、どうぞ。

○釜菴代理人 日本医師会の釜菴と申します。代理人ですが、発言をさせていただきます。

病児保育・病後児保育は、子供にとって、また、保護者、そして日ごろ預かっていた施設にとっても非常に大事な仕組みであります。以前に比べれば地域によって大分しっかり整備されてきておりますけれども、病院、診療所等に併設した預かる病児保育・病後児保育を行う施設は、需要に波がありますので、非常に混んでしまうときもあるし、ほとんど利用がないというものもあって、これは当然やむを得ないことでありますが、今後そういう施設が各地において普及していくように、さらに御検討を賜りたいと思えますし、それから、利用のあり方がなるべく利用しやすいように、利用の料金もありますけれども、例えば余力があれば、当日、医療機関からの連絡ですぐ受け入れてもらえるような柔軟な対応がとれるように、前日にしっかり予約をしていなければだめということだけでなく、柔軟な運用が行われるようなことが現場では非常に求められているというふうに感じます。

以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

幾つか御質問がございましたので、事務局にお答えいただきますけれども、その前に特に。では、先に質問にお答えいただきましょう。

○竹林参事官 子ども・子育て本部の竹林でございます。

私のほうからは、企業主導型保育事業に関する御質問、その他、回答できる範囲で回答を申し上げたいと思います。

まず、企業主導型保育事業における保育の質の問題、それから、それをどのように担保していくのかということについての御質問をいただいたところでございます。

まず、企業主導型保育事業に関しましては、保育の中身としても保育所保育指針に準じて保育を提供していただくということをお願いしておりますし、施設設備の基準についても認可並みの基準を満たしていただくということを要件にしております。

人員配置につきましては、小規模保育事業B型と同様としながら、保育の質の向上のために、保育士の割合がふえるごと、50%よりは75%、75%よりは100%という形で補助単価をふやすような仕組みを通じまして、なるべく保育士有資格者を確保していただくようお願いしているところでございます。

先ほどこれに関しまして、保育士確保もしっかりできているのかということですが、これは私ども助成金を採択するときに、まずは予定ということですが、これも、保育士比率についても調査をしております、それによりますと5割程度は100%保育士比率、8割程度が75%以上ということですが、いずれにしても保育士確保、企業主導型のみならず保育全体の問題ということで、引き続き関係省庁と連携しながらしっかりやっていきたいと考えております。

あと、質の確保に関しましては、企業主導型保育事業は認可外保育施設でございますので、児童福祉法に基づくさまざまな調査は都道府県が担うこととなりますが、それとは別途並行してという形になりますけれども、企業主導型保育事業の助成団体である児童育成協会においても必要な調査あるいは助言指導を行うことができるということでございます。

これにつきましても、今後計画的に立入調査ができるような形で体制を構築していく予定でございますので、またそのあたりがはっきりいたしましたら御報告いたしたいと思っております。

それから、企業主導型保育事業に関しては、今後の見通しということについてもお尋ねがございました。先ほど資料の説明のところでも申し上げましたが、今のところ11月前半の申請締め切り時点で、あくまで申請ベースではありますけれども、900件2万1,000人分ということを上げました。これまでの助成の状況、経験からしますと、これら全体についてはほぼ、もちろん基準を満たしているということはしっかりチェックいたしますけれども、多少はケース・バイ・ケースで採択にかかる時間が変わってきますけれども、これまでの経験上はこれらの大部分が助成決定されていくということだろうと思っております。ただ、29年度に入った後にどういう申請状況になるかというのは、さすがにふたをあけてみないとわからないという面がございますので、私どもとしては引き続きさまざまな周知などに努めていきたいと思っております。

また、コーディネート、その他の業務委託につきまして、京阪神地域と沖縄以外で、特に東京圏ではという御質問がございました。私どもの把握している範囲では、そういったこと、要は企業主導型に待機児童解消の観点から関心を持っている首都圏の自治体もそれなりにございまして、検討はいただいていると思っておりますけれども、そのあたりはまだ明確になっていない部分もございまして、そういったことについても明確になれば、またいろいろな形で公表、PRをさせていただければと思っております。

企業主導型につきまして、いわゆる地域枠という、当該企業の従業員以外のお子さんを受けとめる枠については50%を上限とさせていただいているわけですが、その趣旨としましては、まず財源が事業主拠出金ということでございまして、そこは経済団体のほうの調整を経て、その拠出金を払っていただいている企業のお子さんを受けとめるのがまずメインということで、地域枠については50%ということ。

それから、やはり地域における待機児童対策のメインの役割というのは、自治体のほうで計画的になされている認可の保育所などということもありまして、そういったことを総合的に勘案して今の処遇ということでございますので、50%というのはぎりぎりのラインだと思いますけれども、他方、待機児童解消のために貴重な御意見をいただいていると思っておりますので、今後の参考にさせていただければと思っております。

それから、マイナンバーに関しまして、これは政府全体でさまざまな行政事務手続について利用者、自治体のほうの便宜を図るようなことを進めております。私どもとしまして、政府全体のそういう方向性を踏まえまして、なるべく簡便な手続でさまざまな認定な

どを受けられるように協力して、かつ、マイナンバーの活用を進めていきたいと思っておりますし、その周知のほうもしっかりやっていきたいと思っております。

それから、最後になりますが、予算要求で事項要求となっているものについてさまざまなコメントをいただいております。これは、昨年度の今ごろもきっと同じようなことを申し上げていたのかと思いますが、0.7兆円の量の確保についても、これまでもしっかり対応してきておりますけれども、そこをしっかりとっていくことは大前提でございますが、それにさらに0.7兆円のメニュー、これは一部既に6月の一億総活躍プランで2%の処遇改善ということが言われておりますけれども、一億総活躍プランで言われております処遇改善をしっかりとできるように最後までできる限り政府内の調整に努めていきたいと思っております。

また、結果的にできた新しい仕組みにつきましては、通知が出るのが遅くてなかなか保育所や幼稚園にお金が届くのがおくれてよろしくないという声も以前からいただいておりますので、これもなるべく早く通知を発出できるように関係省庁と努力していきたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○三谷参事官 それでは、私のほうから認定こども園関係で幾つか御質問、御意見をいただいたことについて御説明というかお答えをさせていただきます。

まず、前提として、これは分権も要領の改訂もどちらもですが、やはり質の担保ということは私たちも大前提だと思っております。分権を議論するときにも、そののところをしっかりといろいろな各種団体、関係部局とも御相談させていただきまして、けんけんがくがくやったという経緯もございました。

まず、認可の権限ということをおろすことによって質が低下するのではないかということなのですが、これは凶らずも平川先生の御意見の中にもありましたが、今の制度では最低限きちんとこれ以上はやってくださいという基準を国が示させていただいています。それに応じて上乘せで地域の実情に応じて自治体がさらにもう少し厳しくしようとかいったような条例で基準というものを設けているところでございます。法の責任については一切変更するものではないので、認定権限が移管されたからといって、ここの考え方が変わるものではないということを御説明させていただくとともに、まさに4ページのところで、情報提供とか情報の徴収とか届の受理みたいなものを今回あわせてやっておりますけれども、特に提案理由のところにもございますように、やはり認可をした人が知らないところで届け出をされていたり、チェックをされていたりというようなことになることによって、せっかく設けた基準というのをしっかりと守れていないのではないかということの担保がとれるような仕組みが必要と考えまして、こちらをあわせて今回整理をすることとしたところでございます。

そういった意味で、分権と質という部分では、質についてはきちんと御質問、御意見等も踏まえてちゃんと担保できるようにということはしていきたいと思っておりますし、また、今

回改めて、これも従来からわかっていたことでもございますけれども、いろいろな制度をつくっていったときにどうやって周知をしていくのか、また、実際にやっていただくのかということにつきましては、先ほど平川先生のほうからいただきましたような、実際のところはどうやって流れていくのか、ちゃんと動けるのかといったようなところも含めて周知についてはやっていきたいと思っております。

その中で中核市への権限移譲と条例の上乗せ基準というところですけれども、まず、条例の上乗せ部分につきましては現在もやられているような、地方自治法の仕組みを使って実際に権限移譲されているような事例もございます。その中で私たちが調査した中でも、県よりもさらに上乗せしているようなところもあります。そういったようなところも含めて、いただきました御意見を踏まえて、そういったことが伝わるような周知の仕方でいきたいと思っております。

それから、中核市への移譲ですが、これも実際にはかなりの議論を私たちの中でもしました。当然、関係団体ともしました。ただ、やはりどうしても規模が小さくて、きょうのお話でもいろいろ出てまいりましたけれども、いろいろな市町村における事務負担の問題であるとか、そういったようなところを踏まえると、一律に法律で今の時点でおろすということが本当にできるのだろうかということになりまして、しばらくは様子を見ていこうとなったということもございます。このあたりはまた状況等を見ながら、必要があれば検討をしていきたいと思っております。

それから、教育・保育要領の改訂でございますが、まず、用語についての御意見をいただきました。実は、認定こども園法を初めとする親元の法に基づく告示ということでの基準ということになっております。したがって、なかなか用語につきましては、法律に書かれている用語を使わなければいけない部分もありまして、ちょっとわかりにくい部分もあったりしています。そういったものを現在でも、例えば解説書でありますとか、通知でありますとか、そういったようなところでわかりやすく解説をしながら、また、現場にどうやって届けていくのかということをやっているところでございます。

いただきました御意見等も参考にしながら、現場に正確な趣旨をどうやって伝えていくのかということもわかりやすくしていくような取り組みをしていきたいと思っております。

その中で1点御紹介をしておきますと、前回の、例えば学習指導要領であるとか、保育所保育指針、私たちのときもそうだったと思っておりますけれども、各種通知だけではなくて、関係者を集めた研修会等々もやっております。こういったものにつきまして、例えば今回3府省でそれぞれ改正が行われるわけでございますので、そういったものが協力しながら周知の機会を設けることができないかということの検討を始めたりしています。

また、ここからは実際に私の立場としてお願いになるのですが、きょう御参加の皆様の中には、自治体もそうですし、各種施設の団体の関係者がいらっしやっております。思いは一緒です、現場にどうやってこれを伝えていくのかということころは、私たちもそこをどうやっていくのかということを一生涯懸命取り組んでまいりたいと思っております。ぜひ御協力を

賜ればと思っておりますので、この場をおかりしてお願いしていきたいと思います。

以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。

○異保育課長 厚生労働省保育課の保育課長の異でございます。

何点か御意見がございましたので、それについてお答えしたいと思います。

秋田委員の保育所の質の確保の話につきましては、やはり新制度ができてから、我々もかなりその点については問題というか、ちゃんとデータモニタリングをするということは大事だと思っておりますので、引き続き保育の質の確保をどういうふうにするのかということは、これからも課題だと思っております。

駒崎委員から数点質問がございますけれども、まず、検査済み証につきましては、所管省庁である国交省にもちゃんとお伝えしていきたくと思っております。

それと、福祉医療機構の融資の話ですけれども、保育所とか小規模保育事業の建設に関する融資につきましては、基準事業費から法的な、あるいは制度的な補助金を除いた額の融資額の90%を乗じた額を融資限度額ということで聞いておりました、1,000万が上限かどうかというのは、多分90%を乗じた額がそうなっているということだと聞いておりました、また、社会援護局等についても話をしておきたいと思っております。

それと、企業主導型が連携施設となることについてですが、連携施設につきましては、3歳から5歳の受け皿、あるいは保育の内容に関する支援、あるいは保育を提供することができない場合の代替保育の提供の場ということの3つの機能を有していることを求めているところでございます。

小規模保育施設の連携施設が容易でないということ、その実情を我々は承知しております。自治体に対しては連携施設の確保に積極的に関与いただくように通知等で促しているところでございます。連携施設について、これらの機能を有することなどが必要であるということから、現行法上は認可の保育所、認定こども園、幼稚園を連携施設の対象としております。これらの各般の状況を踏まえつつ御提案について対応可能か検討していきたくと思っております。

それと、土曜の合同保育の件がございました。これにつきましては、3月の待機児童解消に向けた緊急対策で盛り込んでおりました、それを受けて公定価格に係る留意事項通知についても改正しているところでございます。

留意事項通知に記載のある共同保育が実施可能な他の保育所等の範囲につきましては、認可保育所だけではなくて施設型給付費あるいは地域型保育給付費の対象となっている保育施設も含まれていると考えておりました、この旨を周知していきたくと思っております。

居宅訪問型保育事業につきましては、障害とか小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち個別ケアが必要と考える場合への対応、あるいはひとり親家庭で夜間の宿直勤務がある場合への対応のため、住みなれた居宅において1対1を基本とするきめ細かな保育を行うといった事業として、子ども・子育て支援新制度で位置づけているところでございます。



御指摘のような複数児童の保育、あるいは居宅外での保育を認めることにつきましては、新制度開始時においてのこうした考え方、あるいは他の給付と比べて高い単価に設定されている状況、仮に認めた場合の保育の質の確保等も含めて十分に検討が必要だと思っているところでございます。

小室委員からお話のありました保育士の働き方改革、あるいは待機児童の場合の利用率とか就業率、そういうものについてもっとPRすべきだという御指摘がございました。

我々も参考資料とか講演資料等で、利用率あるいは女性の就業率等につきましては広報しているところなのですが、今後とも特に利用率等については待機児童のこれからの公表に向けて、そういうことも含めてもっとPRしていかないといけないと思っているところでございます。

佐藤委員から御指摘のありました言葉の整理の話でございます。これにつきましては、できるだけ3府省と連携しながら、あるいは公文書とPR版というのは若干言葉が違ってくるわけですが、できるだけ文言の整理をしていきたいと思っているところでございます。

徳倉委員からのマイナンバーの保育の申請等の話がありました。これにつきましては、政府としてもマイナンバーを推進するということは大事だと思っております。今は国の機関だけ連携しているわけですが、今後は地公体との間でマイナンバーを連携することになると思います。当然、保護者の利便性あるいは行政の事務負担の軽減、そういうような観点からマイナンバーを推進していきたいと思っているところでございます。

それと、山内委員からキャリアアップの仕組みについて御発言がございました。これにつきましては、今、予算編成に向けてどういうことができるのか検討しているところでございますけれども、いずれにしても保育士等の研修の機会の確保というのは我々大事だと思っておりますので、それも重要ということで認識しまして、制度設計をしていきたいと思っているところでございます。当然、都道府県等が実施主体になってくるとは思いますが、その実施につきましてもできるだけ円滑な施行ができるように取り組んでいきたいと思っております。

それと、尾木委員からありました利用支援事業につきましては、今、財政局と調整しているところですが、延長保育との整合性が問題になっておりまして、いずれにしても予算編成過程で決定されることになっております。

木村委員からありました処遇改善でございます。これも先ほど述べましたけれども、保育士等につきましては2%程度の処遇改善、あるいはキャリアアップの仕組みの構築、それと女性の全業種との格差をなくすべく、技能・経験を有する保育士等に対して4万円の追加的な処遇改善をやるということが一億総活躍プランに書かれておりまして、こういった保育士等の専門性を高めながら、なおかつ処遇改善をやっていくということで、そういった本旨でいずれにしても予算編成過程で決めることになっているところでございます。

広島委員の御指摘のありました、処遇改善が月給ではなく一時金のほうになっているの

ではないかという御指摘がありました。これにつきまして、我々は今回、処遇改善の調査結果が出たわけですけれども、やはり一時金が増えていて月給が増えていないという御指摘につきましては、我々も問題視しているところでございます、そういったことでどういったことが月給への処遇改善に反映できるかということで検討していきたいと思っております。

今回の処遇改善の結果につきましては、24年度の実態調査から初めて27年度の実態調査をやったわけですが、そのメッセージにつきましてもできるだけ反映されているということで、保育士等の処遇改善をもっとPRしていくべく頑張りたいと思っております。

それと、松井委員からございました公立の保育士の研修の確保の話でございます。これにつきましては、総務省とも連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

水嶋委員から家庭的保育者の研修の受講の話がございました。当然、家庭的保育者になるためには一定の研修を必要としており、自治体が研修を実施するにあたり国としても1年に一度補助をする仕組みがございますが、1年に1回を必須の要件としているものではないかと存じます。そこにつきましては、市区町村の実態把握をしてまいりたいと思っております。

武藤先生のサテライト型のお話がございました。これにつきましては、保育所において3歳以上の子供に重点化して入所してもらい、小規模に3歳未満に入所してもらうというようなことで、いわゆる連携施設対策として考えていることございまして、これにつきましても予算編成過程で最終的には決まることになっております。

坂本代理人の御指摘にありました一時預かりにつきましては、我々も待機児童対策としては非常に重要な施策だと思っております。自治体では一時預かりを通年的にやることによって待機児童の対策になっているということは承知しておりますので、引き続き支援してまいりたいと思っております。

平野代理人から待機児童対策の自治体への支援がございましたが、これにつきましては補助率等のかさ上げを待機児童加速化プランの参加自治体に対してやっていくところございまして、できるだけ自治体に対して支援をしていきたいと思っております。

ほかに賃借料の支援の話がございましたが、この地域につきましては局地的に実勢と乖離している地域を対象に考えております。具体的には予算編成過程で決めることになっております。

病児保育の話もございましたけれども、これにつきましても今回、来年度予算に向けて予算の確保に全力で努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○伊藤幼児教育課長 文部科学省の幼児教育課長でございます。

それでは、私のほうから重複のない観点で端的に御説明を申し上げたいと思います。

まず、幼児教育無償化の今後の方針、渡邊委員から御指摘いただいた点でございます。

この夏も閣議決定等をいたしましたけれども、財源を確保しながら段階的に進めるとい

うことになっているように最大の課題は財源の確保ということで、今、なかなか厳しい政府全体の財政状況の中で一足飛びに大きく進むというのは厳しいわけですが、財源を確保しながらも2つの観点で私どもは取り組みを進めているところでございます。

1点は、所得に応じて負担軽減を図っていくということで、所得の厳しい家庭のところから無償化を徐々に広げていき、負担軽減を図っていくという観点。もう一点は、いわゆる少子化対策、多子対策ということで、第2子・第3子のお子様のいる家庭の負担軽減から図っていくという点でございます。こうした大きな方針のもと、厚生労働省、内閣府とともに3府省で、今、財政当局と最後の折衝をしているところでございまして、大変厳しい状況ではございますが、着実に前に進めていきたいというふうに思っております。

また、加藤委員のほうから御指摘をいただきました、幼児教育の質の向上についてですが、これから処遇改善等もある中で、幼児教育に従事する職員の質の向上を図るために既に相当取り組みをいただいております、全国幼児教育研究協会や全日本私立幼稚園幼児教育研究機構を初めさまざまな団体の研修は大変重要であるというふうに思っておりますので、こうした団体でお取り組みいただいているものの活用を図らせていただきながら、ネットワークを組んで足りないところを公的に補充していく、充実していく、こういうことで質の向上につなげてまいりたいと思っております。

また、坪井委員のほうから御指摘いただきました、私学助成園の幼稚園の人材確保も大変重要であるという点でございます、私どももその点は大変重く受けとめているところでございます。きょうは説明資料には入ってございませんが、私学助成園の幼稚園の人材確保という観点でございますので、まず、私立幼稚園に対する私学助成の中で少しでも充実を図っていけるようにということで、これも予算編成過程の中で検討を進めているところでございますし、同時に処遇改善のみならず、さまざまな観点で人材登録制度ですとか、もしくは離職防止を図る研修など、そうした仕組みを構築することによって全体として人材確保が図られるように、これも年末の予算編成に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そのほか、さまざまな委員から御意見を頂戴いたしましたので、これを踏まえて私どもとしても予算獲得を初め、さまざまな施策の充実に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○野村少子化総合対策室長 引き続きまして、厚生労働省少子化対策室長でございます。

坂本代理人から御指摘のありました、第2期計画期間に向けて子ども・子育て支援事業（13事業）の状況の把握等々はどうなっているかということで、前々回でしたか、前回でしたかちょっと忘れましたが、各市町村でどれぐらい取り組まれているかということと、それぞれ事業ごとに少子化対策大綱等で掲げられている目標値に対して、例えば何時間分とか何か所分、何人分というのがどれぐらい進捗しているかということをお示しいたしましたけれども、こういった状況の把握をしながら、こういった課題があるのかというのは

引き続き分析・把握が必要かなと思っております。

そういう意味では、第2期事業計画は、まだ3年先ではございますけれども、その中で地域子育て支援にどのように取り組んでいくのかということも、また棚卸しといたしましうか、そういったものも必要になってくると思います。

それともう一つ、利用者支援事業でございます。これは国会修正で加わった事業でございますけれども、利用者支援という名前ですので、その名前に引っ張られがちですけれども、実際に地域におられる親御さんとお子さんを見てみたときに、個別にどういった支援が必要かという個別調整をする部分と、そういった調整がいつでも可能になるという地域づくりをどのようにしていくのか、地域のネットワークづくりをどうするのかという、大きな2つの要素から成り立っている事業だというふうに思います。

その一方で親御さん、お子さんの育ちの過程というのを見ると、父であれ、母であれ、親になる準備をする段階、そして子供が生まれた直後の段階、そしてどんどん子供が育っていく段階という、言うなれば切れ目ない支援というのをどうつなげるのかという、この切り口で今は基本型と個別支援に特化した特定型、そして時期的なもので言うならば、産前産後とかに特に中心となる母子保健の知識を必要とする母子保健型と型を分けておりますけれども、こういった型を分けながら取り組まれている今の事業について、どのような状況になっているのかなどを把握しながら、今の形が不磨の法典というようなものではないでしょうから、そういった切れ目のない支援、さらには地域にある親御さん、お子さんへの支援をどのようにうまくコーディネートできるのかという切り口から考えていく必要があるのかというふうに思っております。

以上です。

○川又総務課長 厚労省から1点、雇用均等・児童家庭局総務課長、川又と申します。

武藤委員のほうから社会的養護、自立援助ホームの予算の詳細についてということでございますが、現在、予算編成過程の中で詳細は検討しているところでございますが、自立援助ホームにつきましては、さきの法改正で大学等への在学中の者については22歳までということで、その運営費、それから、大学等修学者以外の者についても必要がある方には22歳まで支援をするということで、その運営費についての予算を確保するというところでございます。

以上でございます。

○無藤会長・部会長 ありがとうございます。一通りお答えいただきました。

最後に会長として1つだけコメントさせていただきたいと思いますが、地方分権提案募集に関する対応でございますけれども、何人かの委員からさまざまな御意見を頂戴してございます。必ずしも一致した方向ではなかったと思いますので、政府におきまして十分委員からの御提案、御意見を踏まえて御検討の上、対応をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日でございますけれども、第29回「子ども・子育て会議」、第32回「子ど

も・子育て会議基準検討部会」合同会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。